

ア女基 00-10
2001年3月

ドメスティック・バイオレンスや 性暴力における援助のあり方

研究会報告 1

**女性の被害者に対して、
援助者はとくに何を留意すべきか**

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）では、2000年度メンタルケア技術開発事業の一環として、3つの研究会を立ち上げました。関係する各分野の専門家や現場のスタッフにお集まりいただき情報交換を行うこと、議論を重ねるなかで、新しいメンタルケア技術の開発を試みることを目的とするものです。

3つの研究会の共通テーマは、「ドメスティック・バイオレンスや性暴力における援助のあり方」とし、以下のような個別テーマにそって議論を進めました。

- (1) 女性の被害者に対して、援助者はとくに何を留意すべきか
- (2) エンパワーメントと、カップル間コミュニケーションの可能性
- (3) DV加害者への取り組み、アメリカでの手法を参考にして

本稿で論じられているのは、上記(1)のテーマです。

この研究会のテーマについて調査や資料収集、報告および議論を行うにあたり、下記の方々に多大なご協力を賜りました。また、遠藤みち恵さんは、限られた日程のなかで原稿執筆をひとりで引き受けてくださいり、さまざまな文献を参照し、各メンバーとゲストスピーカーの方々とやりとりを重ねながら、報告書を完成させてくださいました。

ここにあらためて皆さまに厚く御礼申し上げます。

2001年3月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

【研究会メンバーの方々】

- 池木由美子（いけぎ・ゆみこ） フェミニストセラピィ“なかま”心理カウンセラー
- 遠藤みち恵（えんどう・みちえ） フェミニストセラピィ“なかま”心理カウンセラー、自治体相談室相談員
- 三浦勇太（みうら・ゆうた） 大泉病院精神科医師 婦人保護施設嘱託医
- 横田千代子（よこた・ちよこ） 婦人保護施設「いづみ寮」施設長

【ゲストの方々】

- 内山 紗子（うちやま・あやこ） 警察庁技官、科学警察研究所防犯少年部付主任研究官
- 海老原 夕美（えびはら・ゆみ） 弁護士、日弁連「両性の平等委員会」委員、浦和家庭裁判所調停員

（敬称略・五十音順）

目 次

■はじめに	3
■第1章 専門家からの提言	4
●精神科医の立場から	4
●弁護士・家庭裁判所調停員の立場から	5
●福祉の立場から	5
●警察の立場から	6
■第2章 援助の現場で何が起こっているか	7
・第1節 情報量と援助の現場のギャップ	7
・第2節 被害者像への思い込み	8
1. 特定の人が被害者になるという思い込み	8
2. さまざまな被害者像 《ケース1》～《ケース5》	8 ~ 12
3. 性暴力被害者への思い込み 《ケース6》～《ケース9》	13 ~ 14
4. 被害者を受け止めるということ	15
・第3節 援助者が陥りがちな心理的反応	15
1. 「中立性」の落とし穴	15
2. 配慮に欠ける安全のアセスメント	16
3. 援助者の動揺	16
・第4節 ジェンダーに関する偏見やジェンダー・バイアス	17
1. ジェンダーとは何か?	17
2. 女性への暴力にどのようなかたちでジェンダーの問題が現れるか?	18
3. 援助者として「ジェンダー」の問題をどう考えていくか?	21
■第3章 よりよい援助のための提案	23
・第1節 組織・職場環境において	23
1. 積極的な取り組み姿勢	23
2. 援助機関の連携と他機関のリファー（紹介） 《ケースA》《ケースB》	24
3. 相談員の配置	25
・第2節 援助者の教育	26
1. 体験学習の必要性 2. スーパービジョンの意義	26
3. ケースカンファレンスによるサポート	27
・第3節 ロールプレイ実習	28
【実習の手順】	28
《実習1》	29
[解説]	31
《実習2》	32
[解説]	33
■第4章 援助者に役立つ情報（Q&A）	35
・第1節 弁護士編	35
・第2節 精神科医療編	37
・第3節 警察編	38
[引用文献・参考文献]	40

[はじめに]

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）では、1999年3月に3日間の電話窓口を開設し、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力に関して、「被害者の立場に立ったサポートとはどのようなものか」について、被害者の方々から体験やご意見を聴かせていただきました。

この調査のなかで、援助機関において「話をよく聞いてもらえなかった」「考えを押しつけられた」といった対応をされたとか、援助者からの「それくらい我慢しなさい」「よくあることだ」「大したことではない」といったことばに傷つけられたという回答が複数報告されました。つまり被害者は暴力の被害を受け、援助を求めた先でも二次被害を受けている実態が明らかになったと言えます。

この研究会では、こうした調査結果もふまえ、なぜ被害者に二次被害を与えててしまうのか、DVや性暴力に対する理解に何が不足しているのかといった援助者の課題について考察しました。そして被害者にとってよりよい援助を行うためには何が必要か、援助者の教育や啓発プログラムについても提言します。

この報告書は、暴力に関して中立的な立場はありえないことを前提に書かれています。加害者の側にも、「彼も暴力を受けて育った」「男らしさを押しつけられてきた」といった暴力をふるうにいたった背景や事情があることも考えられます。しかし、いかなる背景があろうとも、暴力をふるってよいという理由にはなりません。

暴力の被害者を援助する場合は、あくまで被害者の立場に立ち、暴力を完全否定する姿勢をもつということが必要最低限の前提になると考えています。こうした姿勢を明らかにするために、この報告書では「加害者」「被害者」ということばを用いています。

また、ドメスティック・バイオレンスは「DV」、セクシュアル・ハラスメントは「SH」という略語を用いました。「セクハラ」という略語が、マスコミ報道をはじめ社会では多く用いられています。たしかに、こうした呼びやすい略語によってセクシュアル・ハラスメントが社会に広く認識されるようになったという側面はあります。

しかし「セクハラ」は一種の流行語のように扱われており、おもしろおかしくゲーム感覚で取り上げられることが多いのも事実です。つまりセクシュアル・ハラスメントを「セクハラ」と略すことによって、加害者の責任を過小評価し、被害を矮小化する傾向がみられるのです。こうしたことをかんがみて、この報告書ではあえて「セクハラ」という略語は用いませんでした。

なお、報告書のなかで取り上げているケースについては、被害者のプライバシーを遵守するために、特定できないように修正を加えたり、複数のケースを組み合わせていることをご了承ください。

2001年3月

遠藤 みち恵（研究会メンバー・本書執筆者）

研究会報告 1

ドメスティック・バイオレンスや 性暴力における援助のあり方

—女性の被害者に対して、
援助者はとくに何を留意すべきか—

----- [第1章] ----- 専門家からの提言

研究会では、ドメスティック・バイオレンス(DV)・性暴力の被害を受けた女性に対する援助をより適切なものにするために、司法、行政、医療、警察というかかわりの深い分野の専門家を招き、意見や提言を受けました。

以下、参加の順に、その発言の要旨を報告します。

●精神科医の立場から

三浦勇太さんは、婦人保護施設「いすみ寮」の嘱託医として、暴力の被害を受けた女性のメンタルケアにかかわっています。精神科医の立場から、援助のあり方について提言を受けました。

メンタルケアにおいては、援助者の性別が影響を与えるということを、援助者自身が自覚し、援助者が異性である場合にはさまざまな配慮が必要であるという指摘がありました。たとえば、「男性の援助者でもよいですか」と最初に被害者に確認したうえで、希望によって女性援助者を紹介したり、患者の了解を得てから診察時に看護婦に立ち会いを依頼したりします。そして、「女性は身だしなみを整えなければならない」「派手な服装や濃い化粧はよくない」「女らしくして、先生に気に入られなくてはいけない」といったジェンダー・バイアスを強化することにならないように、身だしなみや服装については、原則として本人にコメントしないといった臨床現場における配慮の実際が報告されました。

とくに暴力の被害者に接するときには、声は小さめにして、決して大きな声を出さないこ

と、相手との物理的距離を広めにとること、姿勢を小さめにして威圧感を与えないことといった、細かい配慮の必要性が強調されました。

被害者がいずれの性別の援助者も選択できるように、医療機関を含めた援助機関では、援助者の配置をすべきであること、援助機関におけるサービスの格差をなくすために、援助者の教育・訓練の標準化が問題提起されました。

●弁護士・家庭裁判所調停員の立場から

海老原夕美さんは、弁護士・家庭裁判所調停員として、女性への暴力と子どもへの虐待の問題にかかわっています。司法の立場から問題提起と提言を受けました。

まず、DVは影に隠れた離婚理由であることが多いことが指摘されました。被害者が暴力を受けていてもそれはしかたがないこととして、自分のなかで処理してしまっていることが多いので、援助者が暴力のサインを見逃さず、被害者本人が言及しなくとも援助者側から確認をするように心がけないと、暴力の問題そのものが表面化しにくいという点が指摘されました。

そして、DVにかかわる離婚調停や裁判では、被害者の出頭を極力回避する、調停期日を別にする（仮に同じ日に出頭したのであれば、被害者と加害者が絶対に会わないように配慮する）、離婚後の子どもとの面接交渉についても第三者が立ち会うなどの配慮をするなど、被害者の安全確保に徹底的に対処することが最大の課題であると報告されました。

援助者の基本的な姿勢として、被害者の人権を尊重すること、被害者の心理を理解していること、ようやく勇気を出して相談に来た被害者の話を信じ、共感することなどがあげられました。さらに、すべからくDVにかかわる援助は困難で理不尽な作業の連続であり、効率のよい援助などあり得ないという事実を、援助者自身が知るべきであることが指摘されました。

さらに、暴力を介しての支配と被支配の関係というDVの本質を考えれば、公平な話し合いを前提とする調停そのものがDVの離婚訴訟には馴染まず、ましてや「同席調停」など論外であるとの指摘がなされました。

司法関係者に対するDVに関する教育・研修の必要性と、被害者の立場に立った「DV防止法」の立法化や、「避難先での健康保険証取得」といったさまざまな社会制度の見直しが急務であるという提言を受けました。

●福祉（婦人保護施設）の立場から

横田千代子さんは、婦人保護施設「いづみ寮」において、暴力や社会的差別を受けた女性の生活全般と自立に対する援助に携わっています。生活支援施設の現場から、さらには施設長として職員の指導にかかわる立場から提言を受けました。

まず、「いづみ寮」利用者の現状とその社会的背景の分析をもとに、暴力の被害者のなか

でも、とくに知的障害や精神障害のある被害者の回復が困難であること、にもかかわらず、その援助が十分に取り組まれていない現状について報告がなされました。

また、援助者は、DVや暴力に関する知識や援助の技術を身につけることは当然ですが、「被害者は援助を受ける権利がある」という認識を明確にもつ必要があり、被害者の尊厳や人権を守る姿勢があるか否かが厳しく問われるという指摘がなされました。被害者に対する人権侵害は、援助者の命令口調や、恩恵的な意識から「助ける」「お世話してあげている」といった言動、援助者が「先生」と呼ばれる構造などにも顕著に現れるとの指摘もなされました。

今後の課題として、第1に、これまで各援助機関（施設長）の力量と努力に任されがちであった職員の資質の向上等に向けての教育を、全国レベルで援助機関が連携して取り組む体制づくりがあげられました。第2に、援助機関に対して、「被害者に対して細かい配慮がなされているか」「被害者の人権は守られているか」といったサービス評価基準にもとづいた点検・評価がなされるしくみを推進していく必要性が提言されました。

●警察の立場から

内山絢子さんは、科学警察研究所において政策決定のための調査・研究に携わっています。平成10年から11年に、被害者と加害者双方を対象として行われた「性犯罪被害調査」をもとに、提言を受けました。

まず、1990年代以降の日本における被害者支援の取り組みと、警察における性犯罪被害者支援の具体的施策について報告がなされました。わが国の現行法の「強姦罪」は、諸外国に比べ、限定された行為しか含まれない等定義が狭いという特徴があること、また、「親告罪」であるがゆえに、被害の実態が犯罪統計に反映されていない可能性がある等の問題点を含んでいることが報告されました。

調査によって、加害者は「警察に届け出ることはないと思った」「おとなしそう」といった理由で被害者選び、計画的に犯行に及ぶといった、弱者が被害者になりやすい実態が明らかになっています。従来言われていたような「挑発的な服装の女性が被害にあう」「男性の生理的な性衝動が原因」といった「強姦神話」は否定されていることが報告されました。そして、性犯罪の事情聴取において、被害者がいずれの性別の捜査官も選択することができ、捜査官は性犯罪捜査に関する訓練を受けていることが不可欠であることが示唆されました。さらに、10代の被害者が半数以上を占めること、10代での性被害の心理的被害の重大性をかんがみて、学校において被害者教育を行う必要性が提言されました。

最も重要な課題として、性犯罪、性暴力被害に対する世論の理解と認識を変えていくことがあげられました。現状においては、社会全体に性被害に対する偏見が根強く残っており、被害者の二次被害の一因となるばかりでなく、警察への被害者報告を遠ざけ、性犯罪の実態さえ把握できないという状況を生みだしていることが強く指摘されました。

[第2章]

援助の現場で何が起こっているか

第1節 情報量と援助の現場のギャップ

ここ数年、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（SH）を含む性暴力は、被害者に深刻なダメージを与える犯罪であり、同時に重大な社会問題であるとの認識がなされるようになってきました。それにともない、DVや性暴力に関する資料も、文献、論文から、相談員や被害者のためのハンドブックや冊子、報告書にいたるまでさまざまなかたちで出版されてきました。相談員のための研修から市民のための啓発講座まで、講座や講演も多数開講されています。つまり援助者は、量や頻度の差はあるにしても、DVや性暴力の情報や知識を得たり、研修を受ける機会は必ずあると言えましょう。

たとえば「DVは身体的な暴力だけではなくて、精神的、社会的、経済的、性的な暴力も含む」「SHは人権侵害である」といった基本的な知識は、援助者であればもっているのです。にもかかわらず、なぜ被害者の立場に立った十分な援助ができず、被害者の二次被害が繰り返し発生するのでしょうか。援助者は二次被害が繰り返されている現実を受け止め、自分自身に問題提起をしていく必要があります。

●頭のなかだけの理解では、援助の現場では使えない

原因の1つとして、理論や知識のレベルで「DVとは何か」「SHの定義は」といったことをいくら理解していても、「目の前にいる被害者にどう援助するか」という場合に、それが結びついていかないことが考えられます。頭のなかだけの理解では、援助の現場では使えないということです。

これまでの相談員のためのハンドブックは、「被害者はどういう状態にあるか」という知識を伝え、被害者に「どう対応するか」という側面からつくられてきているように思われます。本章では、援助者は相談や援助の現場で何を体験し、何を感じるかという側面からのアプローチを行ってみました。たとえば、「なぜ被害者の話が聴けなくなってしまうのか」「なぜ被害者を傷つけるような言動をとってしまうのか」といったことについて、援助者の心の中で何が起こるのかという点から出発して考えていきます。

第2節 被害者像への思い込み

1. 特定の人が被害者になるという思い込み

まず、社会の一般的な認識のみならず援助者のなかにも、DVや性暴力は特定の一部の人たちのあいだで起こる問題だという根強い思い込みがあります。

しかし、総理府が全国の4500人の男女を対象に行った「男女間における暴力に関する調査」(2000年)によれば、事実婚や別居中を含む夫からの暴力の経験について、有効回答した1773人の女性のうち4.6%が「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」、4.0%が「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」、14.1%が「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受けた」、17.7%が「いやがっているのに性的な行為を強要された」、45.2%が「大声でどなられた」と回答しています。

また『沖縄タイムス』社会部が、1998年に県内の学生748人を対象に行った「性暴力」に関する調査(1999年)でも、490人の女子学生のうち80.6%が何らかの性的な被害を経験していることが明らかになっています。たとえば「無理やりお尻、胸、背中を触られた」(47.1%)、強姦や同未遂に当たる「無理やり性交された、されそうになった」(15.3%)、「性器を触られた」(10.0%)といった報告がなされています。こうした調査結果をみても、DVや性暴力は決して特定の女性が被害者となるわけではないことが明らかです。

2. さまざまな被害者像

●援助者の側に起こるさまざまな体験

さまざまな調査結果をみると、年齢、学歴、職業の有無といった被害者のプロフィールの違いを問わず、あらゆる女性がDVや性暴力の被害者になりうるということを理論的には理解できます。しかし援助者はどこかに、被害者は弱々しげで、可哀想な感じ、助けを求めているといったイメージ(被害者像)をもっています。

次のような被害者が援助を求めてきたとき、どのような印象をもつでしょうか。こんな体験をすることはないでしょうか。

ケース1 56歳のAさんは結婚当初から夫に暴力を受けてきました。相談を受けるようになって半年になるのですが、毎回、30年間にわたる夫の暴力、暴言について、いかに夫が横暴で、自分がずっと我慢を重ねてきたかを延々と話します。今後どうしていくかという話になると途端に要領を得ず、「離婚したいが、経済的にやっていく自信がない」と、堂々めぐりになります。

↓

- ・何だか愚痴っぽくて共感しにくい。
- ・相談での様子をみていると、夫が腹を立てて暴力をふるいたくなるのもわかるような気がする。
- ・堂々めぐりの話にあせり、「どうしたいの?」と詰問調になりがちである。

援助者が被害者の気持ちに共感し、しみじみと「大変な思いをして来られたんだな」と思える被害者であるとは限りません。援助者が苛立ちや反発を感じたり、むしろ加害者の気持ちのほうに共感してしまうことも起こり得ます。そうなると「加害者」「被害者」の関係が援助場面でも再現されることになり、被害者は傷つき、「ここでも助けてもらえない」と絶望感、不信感を深める結果になります。

また、被害者が「自分が暴力を受けた」ことを認識し、「これからはこうしたい」という方針を明確にしているとは限りません。毎回堂々めぐりの訴えを聴いているうちに、「被害者はいったいどうしたいのだろうか」と苛立ったり、「何を援助できるのか」と無力感を覚えることもあります。あるいは「やはり被害者が『私はこれ以上暴力を受けない』と強い意志をもって家を出るとか、離婚を決意してくれないと、援助者がいくら頑張っても駄目だ」とあせったり、投げやりな気持ちになる場合もあります。「援助は被害者のペースに合わせて行われるべきである」という教科書的な方法論は知ってはいても、援助者にもさまざまな感情が起ります。

しかし援助者は、繰り返し暴力を受けることが被害者の自尊感情を低め、問題を解決していこうという意欲や将来の希望までをも奪うということ、自立できる経済力をもつことや離婚手続きの困難さ、年金など社会保障制度の限界など、被害者が加害者から逃れるためにはさまざまな課題があることを繰り返し自覚する必要があります。

ケース2

57歳の専業主婦Bさんは「夫の暴力で離婚を考えている」と女性センターに来所しました。来年の夫の定年退職を機に離婚して、パートの仕事を見つけて慰謝料と合わせて生活していくつもりだときっぱりとした口調で話します。夫は「出ていきたいなら勝手に出て行け。ビタ一文出さない」と言っている様子です。話しているうちに、福祉事務所や市民相談、民間の開業カウンセリングなどに相談に行っていることがわかつてきました。



- ・そんなに簡単に離婚できるぐらいなら、この30年間でとっくに離婚しているのではないかと被害者の訴えを本気で受け止められない。どうせ今回の相談も長続きしそうにないと予測してしまう。
- ・50代の専業主婦が仕事を見つけるのはむずかしいし、からの老後をパート収入で生活するのだろうか。もっと現実的な生活設計を立てられないと、とうてい離婚は無理ではないかと疑問を感じる。

援助者は、知識としても体験としても、DV被害者が加害者と別居、離婚して自立していくことが非常にむずかしいことを知っています。ですから「離婚したい」「いますぐ家を出ます」と明言しても、離婚後の生活設計が非常に曖昧で非現実的であると、「どこまで本気で離婚するつもりなのだろうか」という冷めた気持ちになり、被害者の訴えを受け止めることがむずかしくなります。とくにあちこちの援助機関に「常連」のように来所していることがわかると、どうせ今回もしばらく相談に来たあげく、「もう一度やり直してみます」「少し

考えてみます」という結果になるのだろうと、あきらめの気持ちや無力感に襲われます。

援助者は、被害者が暴力からの避難を決断できなくともあせらず、加害者の元に戻ってしまっても、裏切られたように感じて落胆したり怒りを覚えることがないようにすると同時に、常に援助の意欲を失わないように自分自身を支えていく必要があるのです。

さらに、被害者が「このまま相談が続くと、早く離婚しなければいけなくなるのではないか」と心理的に動搖して中断することも多い現実を自覚しておく必要があります。

つまり、一方で被害者の訴えを真摯に受け止めて対応しながらも、他方では「中断」「無断キャンセル」も予想し、被害者が「1度中断したから、2度とあの援助機関には行けない」と思わなくてもよいような配慮が必要です。

ケース3

29歳のCさんが「知人に性暴力を受けた」と相談に来ました。予約のときから「相談員はどういう人ですか」としつこく確認し、実際に相談に来ても「名前や住所は言いたくない」「ここで話したことが外に漏れるということはありませんよね」と何度も念押しします。話しあげると激しく泣き出したり、不眠やフラッシュバックもあり、かなり不安定な様子が見られます。援助者から暴力の状況を確認するために質問すると、一転して「話したからといって、何か対応してくれるの」と挑発的な態度で抵抗したり、「あなたに私のつらさがわかるはずがない」と攻撃的な口調になります。



- ・どうして援助者を信じてくれないのかと思い、不信感をむき出しにされてしまうと援助がむずかしいと感じる。
- ・被害者から責められているようで傷つく。何ができるのかと問いつめられると、試されているようで動搖するし、何らかの解決策を提示しなければとあせってしまう。
- ・精神的に不安定で厄介なむずかしいクライアントだと感じて不安になる。

被害者が率直に援助を求めるケースばかりとは限りません。海老原夕美さん（弁護士）も「DVケースは物的証拠も乏しく、どうせ信じてもらえないと思いこんでいる女性も多い」と指摘していますが、DVに限らず、長期間にわたり孤立無援の状況で暴力を受けてきたため、非常に警戒心が強く、援助者をもなかなか信用できない状態にあるケースもあります。

暴力の影響で疑り深くなることはあると知識レベルで理解していても、信用されないことに援助者は非常に傷つきます。また、被害者から攻撃的で挑発的なことばを浴びせられると援助者は動搖します。「扱いがむずかしい被害者だ」という気持ちが起り、対応に非常な緊張を強いられます。

さらに、たとえ暴力被害によるPTSDによって、悪夢やフラッシュバックなどの再体験が起こったり、緊張状態が続いたり感情が不安定になると、知識レベルで理解していても、被害者の精神的な不安定さは援助者を脅かします。その結果、被害者のパーソナリティの問題と暴力の問題を分けて考えなければならないとわかっているながら、「一応、だけは話を聞いておいて、面倒なことになる前にお引き取り願おう」と考えてしまったり、援助に消極的になってしまうかもしれません。

ケース4

32歳のDさんが「職場の先輩との人間関係に悩んでいる」と相談に来ました。半年前ぐらいから時どき食事に行ったり、仕事の悩みを相談したりしていたのですが、先日、外回りの営業に2人で出たときに無理やりホテルに連れ込まれそうになったので、「そのつもりはありません」と必死で振り切って逃げました。Dさんが先輩にどういう気持ちをもっていたのか、どの程度の交際だったのか、ホテルに連れ込まれそうになったときの状況については話の要領を得ません。翌日から職場の中で「Dさんが、その気があるふりをして誘っておきながら振った」といった噂が流れはじめ、いたたまれないので職場を辞めたほうがよいか迷っています。



- ・Dさんもその先輩に好意をもっていたのだろうし、要するに職場恋愛がこじれたということではないだろうか。あるいはDさん本人もSHだと訴えているわけではないし、プライベートな問題ではないだろうかと考える。
- ・話の要領を得られず、はっきりしない点がある。都合の悪いことは言っていないのではないか、と疑問をもつ。

●感受性がなければ暴力をなかなかキャッチできない

被害者が「暴力」や「被害」を明確にわかりやすく話せるとは限りません。たとえばSHでは、最初は対人関係や恋愛の問題で来所して、実はその背後にSHがひそんでいることがあります。あるいはDVでも「夫婦の折り合いが悪い」という程度にしか話さなかったり、激しい暴力を受けていても「ちょっと手をあげることもありますが、まあ、どこの夫婦にもあるようなことです」と、何でもないことのように話す被害者もいます。援助者がDVや性暴力に対して感受性がなければ、なかなか暴力の存在自体をキャッチできないケースも多いのです。

とくに性暴力に関しては、「被害者にも非があったのではないか」「きずものになったかわいそうな女性」といった社会的偏見も根強く、被害者が被害を報告しにくいという実態があります。被害者が「この援助者には安心して話せる」「この人なら信じてくれるだろう」と信頼した時点で初めて、性暴力被害が話されることは珍しくありません。

また、暴力に関する「記憶」も被害者によってさまざまです。たとえばDVで「ずっと前から暴力は時どきありました」というように漠然とした報告がなされたり、話すたびに少しずつ内容が異なったり、また、記憶が曖昧で正確さを欠く場合もあります。話しているうちに「そういうこともあります」とバラバラに思い出すという場合もあります。逆に過酷な暴力を受けている最中であっても、細かい部分まで鮮明に記憶している場合もあります。援助者は「そこまでひどい暴力を受けている最中なのに、そんなに覚えていられるものだろうか。案外、被害者は冷静だったのではないか」といった不審を抱くこともあるかもしれません。あるいは、性暴力などにおいて、被害を受けたときに何が起きたのか、自分が何を考え、どう行動したのかといったことを思い出そうとしても思い出せなかったり、断片的にしか思い出せなかったり、思い出そうとすると「頭がぼんやりしてうまくまとまらない」「話している途中でパニックに陥る」といったことも起こる場合があります。

レノア・E・ウォーカー*も「(被害者は) 暴行について非常に詳細な点まで思い出すことができ、彼が言ったことばをそのままのかたちで覚えているほどだが、虐待を受けている間自分たちが何をしていたかは、なかなか思い出すことができない」(1997年)と報告しているように、被害者の記憶も暴力の影響をさまざまなかたちで受けます。

援助者はこうした被害者の状況を自分が理解しているだけではなく、被害者に対しても「暴力のすべてを覚えていなかったり、思い出せなくても当然のことです」と伝え、安心感を与える必要があります。被害者は、自分の記憶が不確かであることが異常なのではないか、おかしいと思われているのではないかと不安を感じている場合もあるのです。

ケース5

46歳のEさんが「夫婦の問題」で相談に来ました。3歳年下の夫と飲食店を経営していますが、実際はEさんが切り盛りしています。Eさんに言わせると夫は「女性問題を繰り返し、ギャンブル好きでお金にだらしない。まったく頼りにならない男」で、「外面はよくて、私にだけは威張る」ということで喧嘩が絶えません。夫は「お前のような女と暮らさなければならない俺のほうが不幸だ」「いやならいつでも出て行け」とののしります。平手で殴ることも時どきあります。相談では延々と夫への文句が強い口調で話されます。



- ・「甲斐性なし」「ヒモ」など夫へのきつい文句を聽いていると、「妻のことばの暴力のほうがよっぽどひどい」という気持ちになる。
- ・Eさんがきつい言い方で追いつめるから、夫も思わず手が出るというところではないのか。一方的な夫の暴力とは思えない。
- ・暴力といつても年に数回、ちょっと殴る程度ですんでいる。実際は大したことではないのではないかと考える。

●「暴力」を選択しているのは加害者である

DVでは「女性がきつい言い方をするから、男性はそれに応酬するために、口では勝てないから暴力をふるう」「男性に暴力をふるわせる女性の言動にも問題がある」という主張がしばしばなされます。

しかし、被害者の態度やことばづかいが悪いからといって、暴力をふるって「思い知らせてやって」よいという理由にはなりません。関係を改善するための方法はほかにあるにもかかわらず、暴力をふるうという方法を選択しているのは加害者であり、加害者に暴力の責任があるのです。また、被害者が暴力を避けようとして、たとえば振り払ったり、押しのけようとするなどの行動をとったことを「女性の暴力だ」とことさら主張したり、さも被害者が挑発したように加害者が見せかけることもあります。こうした場合、被害者の被害は加害者の被害と比べようもないほど、深刻であるという事実を見逃してはなりません。

そしてそもそもDVは、立場の強い加害者(男性)が暴力によって、立場の弱い被害者(女性)を支配することであり、「男性優位・女性従属」という力関係が背景にあることを忘

*レノア・E・ウォーカー著 斎藤学監訳『バタード・ウーマン—虐待される妻たち—』金剛出版(1997年)

れてはなりません。勝ち気で、夫に対しても一見優位に立っているように見えるEさんも、夫の女性関係に耐え、ギャンブルの後始末をしながら家業を切り盛りしているのに、いざとなると「出て行け」と罵倒され、殴られる存在なのです。

そしてDVにおいて、精神的暴力は「夫婦関係の愚痴」程度に片づけられて過小評価される傾向があります。「無視された」といった精神的暴力の評価は慎重にしないと、いたずらに女性の被害者意識をあおる結果となるなどという誤った指摘が援助者からさえなされることもあります。しかし、レノア・E・ウォーカーが「精神的暴力のほうが身体的暴力よりも傷が深いという女性たちの主張を無視することはできなかった」「研究にかかわった女性たちは、身体的虐待の有無に関係なく、精神的な屈辱ことばによるハラスメントが最悪だったと述べた」(1997年)と報告しているように、精神的暴力は被害者を深く傷つけます。「無視をする」ということばではない精神的暴力であっても、ひとりの人間として正当に扱われない現実は、被害者の人格をおとしめ非常に傷つけます。

また精神的暴力は、被害者の自尊感情を失わせ、身体的暴力の威力を強化したり、恐怖感を持続させることによって被害者を威圧し、支配する手段として非常に有効なのです。いつたん「支配の関係」が確立すれば、身体的暴力をわざわざ繰り返さなくても、「俺を怒らせたらどうなるかわかっているだろうな」と怒鳴り、にらみつけるだけで、身体的暴力と同じぐらいの恐怖感を被害者に抱かせ、従わせることができるのです。

さらに、暴力があっても医師の治療を必要としない程度の暴力の場合や、頻度が低い場合、援助者の危機感が低くなりがちです。「世の中には、夫の暴力で入院するようなけがを負わされる場合もあるのだからまだましではないか」「その程度の暴力はどの夫婦でもある」と、逆に被害者を諭すようなことが行われる場合もあります。

海老原夕美さん(弁護士)が「DVにおいて暴力の回数の多寡で被害の程度ははかれない」と指摘しているように、支配関係や力関係をふまえて暴力被害の影響をみていく必要があります。

3. 性暴力被害者への思い込み

性暴力被害者へのさまざまな偏見、思い込みも数々あります。たとえば、援助者として次のような被害者の訴えを聴いたとします。どのような気持ちになるでしょうか。

ケース6

21歳のFさんが「恋人の友人にレイプされた」と相談に来ました。スタイルがよいのを自分でも意識しているらしく、体の線を強調して、胸元が大きく開いたタイトなミニドレスを着ています。援助者の前でも、下着が見えそうに脚を組み、茶色に染めた長い髪をかきあげながら、鼻にかかった声で甘えた口調で話します。



- ・デートレイプだと言っているけれど、彼女のほうにも好意があったんじゃないだろうか。
- ・あんなセクシーな格好をして挑発的な態度だったら、相手の男性はセックスを誘われていると思うこともあるのではないか。

ケース7

67歳のGさんが「男性からつきまとわれて困っている」と相談に来ました。ずっと専業主婦で来たということで、服装や化粧もとくに目立つこともなく、どこにでもいる「老婦人」というタイプです。公民館の書道のサークルで知り合った男性がしつこく電話をかけて来るので、はっきりと断ったところ、無言電話を夜中に何回もかけてきたり、サークルの帰りに待ち伏せしてしつこくつきまとってくるということです。



- ・高齢の女性をしつこく追いかけることがあるのだろうか。
- ・若い女性ならストーカー被害と言えるけれど、これもストーカーなのだろうか。
- ・彼女の恋愛願望も影響してるのでないか。

ケース8

25歳の大学院生HさんがSH被害を訴えてきました。いまどきの女子大生としては珍しく、ファッションも地味で化粧も全くありません。いかにも研究ばかりしている、きまじめでお堅いタイプです。ゼミの飲み会で酔った先輩から抱きつかれ、キスをされそうになったということです。



- ・男性とのつきあいに免疫がなかったから、余計にショックだったのではないか。
- ・いくら何でもキスぐらいで、ちょっと潔癖性すぎるのではないか。
- ・25歳といえばもう大人なんだから、やんわり断るとか、適当にあしらえなかったのだろうか。

ケース9

36歳の会社員IさんがSH被害を訴えてきました。Iさんはあるメーカーの女性 総合職1期生で、有能な営業職です。1年前、出張先のホテルで上司から強姦未遂の被害を受けたということです。



- ・社会人経験もあるしっかりした女性なのだから、うまくあしらうとか、逃げるとか、強姦未遂の事態になるまでに何とかできたのではないか。
- ・そもそもホテルの自室に入れたのが不注意だったのではないか。
- ・いまごろになって訴えて来るとはどういうことだろう。上司は温厚な紳士だし、他の女性社員からも人望が厚いと聞いている。何か別の意図があるのでないか。

性暴力の被害者は、性暴力を受けたという事実そのものが、被害者の外見や態度によって疑われることがあります。疑惑の原因は服装や外見だけではありません。たとえば「性被害を受けたときにお酒を飲んでいたか」「一人暮らしの自室になぜ男性を入れたか」「なぜデータからの帰宅がそんなに夜遅くなったのか」などという問い合わせが被害者になされます。これらの問い合わせは、暗に被害者がその後に起こる性暴力に責任があるというメッセージになっています。つまり被害者が性的関係を挑発したり、軽率であったから、性暴力を受けたと考えられているのです。

また、加害者の暴力的な性的強制があったか否かは、被害者がどこまで抵抗したかによつて判断されます。しかし、いきなり予想していなかった性暴力がいきなり起こることによつて、「何が何だかわからない」「頭が真っ白になる」という状況に陥ったり、驚きや恐怖や恥といった感情が引き起こされ、身動きできない状況になる場合も多いです。あるいは、加害者を説得しようしたり、嫌だということをそれとなくわからせようしたりして、何とか被害を食い止めようとする場合もあります。もちろん「嫌です、やめてください」とはっきり言う場合もあり、被害者の抵抗や行動はさまざまです。しかし、女性が性暴力を受けたら、「必死で逃げるはずだ」「泣き叫んだり、大声で助けを呼ぶはずだ」という思い込みが根強くありますので、「強く拒絶しなかった」「逃げなかった」ということで、性的強制が否定されたり、被害者が責めを負うことになります。

セクシャル・ハラスメント(SH)をはじめ、性暴力は拒否できないような「力関係」を背景にして起こります。加害者は巧妙に立場の弱い相手を選びますから、たとえば、ほかの社員に対して民主的でよい上司だからといって、被害者へのSHがなかったということを立証することはできません。

このように性暴力の被害者にはさまざまな偏見があり、援助機関においても、裁判においても、被害者自身が審判を受け、性暴力被害者として援助を受ける資格があるか否かを厳しく吟味されるのです。

4. 被害者を受け止めるということ

このようにDVや性暴力の被害者といつても、私たちの一般的なイメージや先入観と異なりいろいろな被害者が現れます。さらに被害者自身がうそやごまかしを言ったり、ずるい・がめついといった側面も当然もっているものなのです。過酷な環境で生き延びるために非常にしたたかな生きる術をもっている被害者もいます。

ところが援助者には、被害者である以上は「常に被害者」で「弱い善人」でなければならぬという思い込みがあります。被害者は1年365日、1日24時間、常に「被害者の状態にいる」というわけではないという当然の真実を援助者は改めて認識する必要があります。

第3節 援助者が陥りがちな心理的反応

1. 「中立性」の落とし穴

援助者は被害者の話を共感的に聴き、気持ちを受け止めていくことが重要であるとよく言われます。中立性を守り、相手の話をまずきちんと受け止めるのがよい聴き方であり、カウンセリングの基本であるという考え方もあります。援助者は何らかのカウンセリングの教育を受けているので、こうしたカウンセリングの基本姿勢を学び、身につけていることが多いものです。

こうした基本姿勢に忠実にあろうとすると、たとえば性暴力の被害者が、「友達にも言わましたが、わざわざ送ってくれたお礼にと、1人住まいのアパートに彼を入れてコーヒーなんか出したのは不注意だったと、自分でも思っています」と話した場合、中立的に「あな

た自身もそう思うのですね」などとフィードバックしたり、「そうなの」と相づちをうつといったことが起こります。しかし、「お礼にコーヒーを出した」からといって、セックスに同意したことにはなりません。同意のないセックスは加害者の責任です。援助者が「中立的」な対応をすることは、被害者の「自分も不注意だった」という誤った自責感を消極的であれ支持し、時には強化することにもつながります。

DVや性暴力の援助においては、いかなる暴力も完全否定し、あくまで被害者の立場に立つことが大前提となります。時には被害者に対して、DVや性暴力について教育的、積極的な指示的介入も必要になります。

2. 配慮に欠ける安全のアセスメント

暴力に関する援助においては、被害者の話を丁寧に聴くだけではなく、危険や安全のアセスメントも同時に行われなければなりません。たとえば暴力や被害の具体的な状況や程度、被害者の身体的健康状態や心理状態、睡眠や食事など日常生活がどこまでできているか、または支障があるか、家族や友人など被害者を支えうるマンパワーはどの程度あるかといったことを確認していく作業を行います。そして、危機介入の必要性、被害者に必要な援助は何か、それをこの援助機関で提供できるかといった判断を行います。

このため、暴力の程度、頻度など事実確認をすることは重要ですが、援助者が状況把握ばかりを優先したり、危機介入の判断をあせると、被害者は「私が被害者なのにまるで事情聴取されているみたい」「根ほり葉ほり聞かれた」といった感情をもってしまいます。

あるいは、性暴力被害者に対して、「殴られたとか、身体的暴力はありましたか？」と確認することは必要ですが、「身体的暴力がなければ、性暴力を受けたことにならないとでもいうのだろうか？」と被害者が不信感をもったり、自分の被害を信じてもらえないとか、過小評価されたと受け取ってしまうこともあるかもしれません。

こうしたことを避けるためには、まず「話しくいことをうかがうかもしれません、必要なことなので聽かせてください」とていねいに了解をとり、なぜ必要なのかを被害者が納得できるように具体的に説明し、話し合うことが必要です。さらに「もしいま話せないとか、わからないことがあったら遠慮なくそう言ってください。話せない、話したくないということがあるのは当然ですから」と、被害者の「話さない」権利を保障することも必要となります。

3. 援助者の動揺

非常に過酷な暴力のケースで、被害者の心身の被害も深刻な場合は、「どうしたらよいかわからない」「とても扱えない」という動揺、不安、恐れといった感情が援助者に起こります。被害者の過酷な話を聴くことで、援助者自身が傷ついたり、無力感に襲われることもあります。内山絢子さん（科学警察研究所）からも「性犯罪の事情聴取において、十分に訓練を受けていないと検査官自身が脅かされたり、刺激を受けて動揺することがある。しかもそれが被害者に伝わってしまう」という指摘がなされました。警察の検査に限らず、援助の現場でも同様の事態を招くことがあります。

深刻なケースの場合は、被害者が死亡したり、傷害事件などの犯罪にまで発展したり、被害者の自殺といった重大な結果を招く危険性も出てきます。こうした可能性のあるケースは、援助者あるいは援助機関の責任をとくに意識しながらかかわることになりますから、非常な緊張を強いられることになります。

いずれにせよ深刻なケース、援助が困難なケースであればあるほど、1人の援助者だけがかかわることは危険です。複数の援助者がチームを組んだり、援助機関ぐるみでかかわったり、他の援助機関と連携をとるといったことが必要になります。援助者が支えられることが、結果として被害者を守ることにもつながります。

第4節 ジェンダーに関する偏見やジェンダー・バイアス

1. ジェンダーとは何か？

「ジェンダー（GENDER）」とは、生物学的・解剖学的な性の区別を意味する「セックス（SEX）」に対して、文化的・社会的・心理的な性の区別を意味します。たとえば、社会や文化は生物学的に「男性」に生まれた人に対して、「かくあるべき男性の姿」を学び、「男らしさ」を身につけることを求めます。同様に、生物学的に「女性」に生まれた人に対しても、「女らしい」女性になり、「女性・妻・母としての役割」を担うことを期待します。つまりジェンダーとは、社会的、文化的に押しつけられる固定的な性別役割と言い換えてよいでしょう。

現在の社会においても、さまざまなジェンダーにもとづく性差別や偏見があり、これが性別による社会的・経済的・政治的な格差や偏り（ジェンダー・バイアス）を生み出しているのです。そして、ジェンダーにかかわる決めつけや偏見は、社会や文化のなかに「常識」「習慣」として無自覚に組み込まれていたり、個人の心理のなかに「暗黙の了解」となって潜んでいたりします。そして「当たり前」の事として、世代から世代へと伝承されていきます。つまり、ジェンダーにかかわる偏見やバイアスは、非常に見えにくく証明しにくいという特徴があります。

● The Personal is Political 個人的なことは政治的なこと

最近は「男女共同参画社会」にもとづく政策によって、「もう男女差別はなくなりつつある」「男女格差はない」と認識されたり、「差別されているというのは、実力のない女性の責任転嫁だ」といった批判がなされることもあります。しかし、これは事実でしょうか。

たとえば、雇用機会均等法が改正されました後、「企業の管理職における女性の割合は先進国21カ国中、日本が最低」という報告が国連女性開発基金からなされたという報道がありました。

企業が、「結婚や出産によって女性に退職勧告する」ことはなくなっています。女性が仕事を辞めるのは「自己決定」であり、その選択には「自己責任」があるとされています。しかし、1998年度労働省調査によれば、1998年度に出産した女性労働者の4割は育児休暇を取得できなかったという現実があります。保育所の不備や、制度はあっても現実には男性

(父親)は育児休暇を申請できないし、多忙すぎて家事・育児を分担できないなど、出産後の女性が仕事を継続するには問題が山積しています。そのため女性は不本意ながらも退職を決心し、専業主婦という立場で家事・育児を担う生活を選択せざるを得ません。さらに、数年後に再就職したいと思ってもパートタイムの仕事しかないという状況もあります。そうなると、当然男性(夫)との経済力の格差は大きくなり、結果として夫に経済的に依存するという状況が生まれます。

育児に関して、「子育てをしない男性は、父親とは呼ばせない」というキャンペーンが全国レベルで行われ、育児を女性に押しつけるのではなく、男性も含めた社会全体で子どもを育もうという機運があるようにみえます。しかし少年事件が起きると、必ず「母親」「母子関係」について事細かに報道されさまざまな分析がなされます。児童虐待の事件もしかりです。地方自治体が行う子育て支援講座は、「母と子の学級」と名づけられ、フルタイムで働く父親である男性は出席できない平日の午前中に行われます。ここにも「育児は女性(母親)の責任」というジェンダー・バイアスが暗黙の了解で存在するのです。

このようにジェンダーにまつわる問題は、感受性を鋭くして注意深く社会や文化をみていかなければ明らかになってこないものなのです。ケイト・ミレット*は「The Personal is Political 個人的なことは政治的なこと」(1970年)と表現していますが、個人的な問題だと思われることが、実は社会の影響を受け、社会の問題であるという認識をもっておく必要があります。

2. 女性への暴力にどのようななかたちでジェンダーの問題が現れるか

(1) DVにおいて

被害者は、加害者から受けた行為が「暴力」であるという認識をしにくい場合が多いのですが、ここにジェンダーの問題が隠れています。多くの被害者は「自分が妻としていたらなかったから、夫は怒った」「彼が仕事で疲れていたのに、私の配慮が足りなかった」と自分を責め、暴力を受けてもしかたがなかったと思い込んでいます。加害者も「妻子を養うために働いているのだから、家の中のことでの俺をわざらわせるな」「だれのおかげで食わせてもらっているんだ。口答えするな」「お前がちゃんと家事をしないから、俺は怒っているんだ」などと自分の暴力を正当化し、被害者の自責感を強化します。社会にも「男だったら、カミさんにガツンと思い知らせてやれ」などと、攻撃的であることは、男らしさの1つであり、暴力もある程度は許容されるという認識があります。また被害者の周囲や、援助者からも、「ご主人は家族のために働いているのだから、家に帰ってきたらホッとできるようにしてあげないといけません。努力しなければ夫婦関係はうまくいきませんよ」「男性は妻に母親のような愛情を求めるものですよ。あなたがもっと大人になってご主人を甘えさせてあげないと」などと性別役割を強化し、被害者に責任を負わせる発言がなされる場合もあります。

マギー・ジーグラー*は「虐待が起こった時に、そこにはパートナーとの間に権力の不均

*ケイト・ミレット著 藤枝潔子訳 『性の政治学』ドメス出版 1985年

*マギー・ジーグラー 『女性に対する暴力・性的虐待当事者の立場にたったサポートとは—カナダでの実践と日本の現状—』
(財)女性のためのアジア平和国民基金 1999年

衡がある。さらにこの権力の不均衡は、社会と個人のメッセージによって定着化させられてしまっている。その結果、女性は状況を把握できなくなっているし、男性はその関係の中における自分の行動に対する説明責任をとらなくても良いような状態になっている」(1999年)と指摘していますが、男性が優位な立場に立ち、女性がそれに従うという力関係は社会において自明のことと考えられています。むしろ「従わない女性（妻）」が不道徳、非常識であると非難されることも多いのです。そして、被害者自身も自分自身を責め、非難されて当然だと考えているのです。

●性暴力が表面化しにくい理由の1つにジェンダーがある

DVのなかでも性暴力は表面化しにくいですが、その理由の1つにジェンダーの問題があります。そもそも夫婦間の性の問題は、「おつとめ」ということばが示すように、揶揄されたり、軽んじられる傾向がありますが、夫婦間ではセックスがあるのは当たり前で、「夫の性的欲求を満たすのが妻の役目である」と、加害者だけでなく被害者もそう考えています。

加害者はセックスを行う資格や権利があると考え、被害者は「性暴力」を受けたという認識がなかなかもてません。そのためDVにおける性暴力はより屈辱的で身体的な苦痛が大きいにもかかわらず、援助者側から確認しなければなかなか被害が語られません。そして、援助者自身も夫婦間の性暴力を念頭に置いていない場合が多いのです。

夫の女性問題で傷つき悩んでいる被害者が、「浮気は男の甲斐性と言うでしょう。事を荒立てずに我慢していれば戻ってくるから」と諭されたり、「あなたが妻の立場に安住して文句ばかり言っていたから、外に女性をつくったんじゃないの」「奥さんが完璧すぎたから、旦那も外で息抜きをしたかったんじゃないの」と、「至らなくても」「完璧でも」その責任が問われ、二次被害を受けるケースも非常に多いです。被害者にとっては、自分の悩みや傷つきが「事を荒立てるほどのことではない」と過小評価され、むしろ自分に責任が問われるという構造になっています。夫が妻の男性問題で悩んで相談に行った場合、「浮気も女の甲斐性です」と説得されたり、「あなたが完璧すぎたから、奥さんも外でいきぬきをしたかったんじゃないの?」というフィードバックがなされるでしょうか。立場を入れ替えてみると、そこにジェンダー・バイアスが存在することが明らかになります。

(2) 子どもをめぐって

「母親は自分を犠牲にしてでも子どものことを第一に考えるべき」「両性の親が揃っていてはじめて、子どもは健全に育つ」「男の子にはやっぱり男親が必要。女親ではダメ」など、子どもをめぐるさまざまなジェンダー・バイアスが存在します。そのためDVの被害者に「子どもにとっては父親なのだから」「両親が離婚すると子どもが可哀想だから、もう少し努力して夫と話し合ってみたら」と諭したり、被害者自身が「子どものためにも私さえ我慢すればいいのだから」と考えているケースも多いのです。

また、「子どもの養育は母親の責任」というジェンダーを前提に、離婚するなら当然子どもは母親が引き取るべきだという思い込みも根強いものです。その結果、さまざまな理由で子どもを置いて家を出ざるを得なかった被害者への非難や批判は強く、被害者自身も自分を

「母親失格」と責めている場合も多いのです。他方、「子どもを引き取る気はない」と簡単に親権を放棄し、養育費も送らない男性に対する糾弾は小さいのが実情です。離婚の際に取り決められた養育費が途切れることが多いのは、あたかも「常識」のように社会では認識されています。つまり男性（父親）の無責任は黙認され、男性が自分自身を「父親失格」と責める場面はきわめて少ないのです。これもジェンダー・バイアスです。

(3) 性暴力、セクシャル・ハラスメント(SH)において

性暴力やSHにおいて、加害者から「被害者がいやがっていることがわからなかった」「同意があったと思っていた」という抗弁がしばしばなされます。そして「逃げようと思ったらいくらでも逃げられたのに、なぜ」「いやだとはっきり伝えなかつたから被害に遭つたのではないか」などと、むしろ被害者が責任を問われます。裁判においても、加害者の行為ではなく、「同意がなかつた」ことを証明するために被害者が「どれだけ抵抗したか」が争点になるのです。「いやがっている」ことはわからないほどの鈍感さでも、「同意している」ことはわかるという、加害者にとって都合のよい矛盾は何ら問題にされません。

その背景には、性を含む男性と女性の関係において、男性は積極的に女性をリードすべきであり、むしろ強引なぐらいのほうが「男らしく」、逆に女性は性的にも受け身なほうが「女らしく」、「嫌がっている」ようにみえても、実は男性にリードされ、支配されることを望んでいるというジェンダー・バイアスが存在します。あるいは、「嫌がっていたって、このくらいなら許される」という被害者を軽く見る意識が根底にあるとも言えます。

職場のSHにおいて「『スタイルがいいね』と言っても、相手がいやだと思ったらSHで、いやじゃなかつたら誉め言葉になるのか」「ちょっとした冗談も通じないのか」「SHだと騒げば、いつでも男性を陥れられるじゃないか」という主張がなされることもあります。しかし、相手が上司であったり、女性であっても大切な顧客であれば、「相手は何を望んでいるのか」「自分のことをどのように思っているのか」ということに配慮しない人はいないはずです。なぜこれと同じ配慮や気遣いを女性に向けないのでしょうか。こうした主張がなされること自体、いかに男性は力関係において、自分より弱い立場にいる女性の感情や意思に無関心であるかが明白です。立場が下の女性にそこまで気を遣う必要はないと考えられているのです。他方、女性は職場においても「よく気がつくこと」「人間関係を円滑にする配慮」を求められてきました。これもジェンダー・バイアスです。

(4) 支配の構造

このようにみてきますと、DVや性暴力にはさまざまなジェンダー・バイアスが潜んでおり、その背景には力関係、支配の構造が必ずあります。社会構造的にも、こうした状況を容認、黙認する傾向があります。暴力が起こるのは、その前提として「支配の関係」が存在し、力の圧倒的な差があって、暴力が「有効な手段」であるからこそ起こるのです。つまり加害者は、自分には暴力をふるうことが許されていると考えており、効果があるから暴力をふるうのです。

3. 援助者として「ジェンダー」の問題をどう考えていくか?

(1) 援助者自身の自覚

ジェンダーに関する偏見は巧妙に社会や文化に組み込まれ、教育や日常生活のなかで個人の心に刷り込まれていきますので、思い込みや偏見は誰にでもあります。しかし援助者としては、少なくとも自分のなかの思い込みや偏見を「自覚」していることが重要です。

たとえば相談中、援助者である自分が、DV加害者を「ご主人」、被害者を「奥さん」と呼んでしまっているということを自覚するかどうかということです。「別に支配者という意味で『ご主人』と呼んでいるつもりはない。一般的に用いられている言葉を使っただけだ」という弁解があるかもしれません。しかし、ジェンダーに関する偏見は、そうした「一般常識」を通して伝えられてきたものなのです。「被害者が夫を『主人』と呼んでいるから、それに合わせただけだ」という反論もあるかもしれません、夫婦間の力関係は「ご主人」「旦那さん」ときちゃんと名前で被害者を呼ぶことから、被害者自身のエンパワーははじまります。

援助者が自分のなかにあるジェンダーにまつわる思い込みや偏見に気づくためには、常に自分の言動をジェンダーの視点から検証する必要があります。ジェンダーの問題に感受性があるか否かが問われると言い換えてよいと思います。

ただし、最近さまざまな「ジェンダー・チェック」シートが発表されていますが、こうしたチェックシートによってジェンダーに関する思い込みや偏見を浮き彫りにすることはむずかしいと考えられます。たとえば、「妻が反対意見を言うと『女のくせに口答えするな』と言う」、「仕事や能力の評価にあたっては、女性も男性も同じ視点で評価している」といった設問は、本音ではジェンダーに関する偏見があっても、建前によって「模範解答」を出してしまうのです。これでは自分のなかにある本当のジェンダー・バイアスに気づくことはできません。

(2) ジェンダーに関する訓練

さらには援助者は、性暴力やDVの背景にある権力や力の不均衡を見抜き、このメカニズムを分析・把握する必要があります。逆に言えば、力の不均衡、支配の構造を読みとれなければ、DVや性暴力の本質に迫ることはできません。当然のことながら被害者にとって有効な援助もむずかしくなります。DVや性暴力をジェンダーの視点から読み解くためには、やはりジェンダーに関する知識や、読み解く「訓練」が必要になります。

たとえば、DVが「共依存」の概念を用いて読み解かれことがあります。つまり、加害者の暴力から逃げようと思えば逃げられるのに、「私がいなければ夫はどうなるんだろう」、「私さえ我慢すれば」と過度な自己犠牲を払い、「夫を怒らせないように、妻として、母としてきちんとしなければ」と過剰に加害者に尽くす被害者は、「共依存」という不健康なしがみつきの状態にあり、暴力の関係も実は支えているという考え方です。つまりDVは加害者だけでなく、被害者にも責任があるという考え方だと言ってもよいでしょう。

しかしそもそも女性は、人間関係を円滑にするために気働きをし、自分のことは後回しに

して家族や他者のために尽くすことを求められてきました。たとえば、結婚後は雑多な家事と子どもの養育を引き受け、「内助の功」を発揮して男性（夫）が安らげる家庭を維持することが求められてきたのです。それが「女らしさ」であり、女性の評価の基準です。

こうしたジェンダーの視点を意識せずに共依存の概念をDVにあてはめると、被害者は「妻として、母としていたらない」ということで暴力をふるわれ、「妻として、母としての責任を負う」と、今度は暴力を温存しているとして共同責任を問われるという構図を生み出します。つまり、共依存の概念をDVに導入することは、被害者に対する誤った理解を生じ、被害者を抑圧し、加害者の責任を過小評価することにはかなりません。被害者が加害者や加害者の暴力に過剰に責任を負うことがあったとしても、それは暴力の結果であり、何ら被害者が責任を負うことではないのです。

このように専門家の理論にもジェンダーに関する矛盾があります。伊藤公雄*は「ジェンダーによる偏見は、『常識』のかたちで一般化されるだけでなく、時には科学的で客観的な装いをもって語られることもある」（2000年）と指摘していますが、そうした偏見や矛盾を読み解き、女性に対する暴力に関して正しく理解し、把握していくにはやはりジェンダーの視点や知識が必要不可欠です。

（3）被害者にもジェンダーの視点を伝える

援助者は、DVや性暴力の構造をジェンダーの視点から読み解く事が求められるだけではなく、被害者に対してその構造を教育的、啓発的に伝えていく役割もあります。援助者から「これは暴力です」「あなたの受けたものはセクシャル・ハラスメント（SH）です」と適切に伝えられることによって、被害者は自分の受けている行為が「暴力」であり、自分は「被害者」であるという認識をもつことができます。しかし、このときに注意しなければならないのは、被害者に「暴力だということをわからせよう」「説明して納得させよう」とあせらないことです。

被害者は「暴力を受けたのは自分がいたらなかつたためだ」「自分が不注意だったから性暴力被害に遭ったのではないか」などと自分を責め、自尊感情が失われた状況にある場合も多いのです。そうした状態にあるときに、いくら「それは暴力です」と説明されても受け止めることはむずかしいのです。まず、暴力を受けたときに「痛くてつらかった」「怖かった」「いやだったけれど、何が何だかわからなくなってしまった」といった被害者の身体感覚や感情を、援助者が丁寧に聴き、受けとめ、サポートしていくことが何より必要なのです。そうすることによって被害者が自分への信頼を取り戻し、「つらいと思っていいんだ」「いやだったと言ってもいいんだ」「自分の感覚は正しい」と思うことができるようになります。そこで初めて「SHとはどういうことか」「あなたの受けているものはDVです」ということを受け入れられるのです。そのためには援助者は、被害者が「暴力である」という事実を受け止めるとは、どの程度可能な状態であるかという判断もしなければなりません。

つまりDVや性暴力の被害者を援助していくためには、被害者の話を「聴く」ということはどういうことなのか、どうしたら被害者の気持ちを受け止めていくことができるかといったカウンセリングの基本も学んでいる必要があるのです。

*日本ジェンダー学会編、富士谷あつ子・伊藤公雄監修『ジェンダー学を学ぶ人のために』世界思想社 2000年

[第3章] よりよい援助のための提案

第1節 組織・職場環境において

1. 積極的な取り組み姿勢

まず、援助機関自体が積極的にドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力にかかわっていくという姿勢が何より必要です。アメリカでは市民、援助者共にDVや児童虐待に関する通報義務が徹底されていますが、法制化とともに通報したことを評価する土壌があったからこそ有効に機能していると考えられます。こうした土壌は、援助機関の積極的な取り組みの姿勢が前提となって生まれます。通報やリファーを受けた援助機関が「面倒な問題がもち込まれた」と受け止めたり、「むずかしい問題はなるべく受けない」といった消極的な姿勢では、とうてい問題解決や援助にはつながりません。

日本においても、最近の警察の動向は非常に注目されます。1999年12月に警察庁は「女性・子供を守る施策実施要綱」を制定し、児童虐待、ストーキング、DVについて積極的に対応するように全国の警察に指示しました。これはDVについて積極立件方針を明らかにしたと考えられます。内山絢子さん（科学警察研究所）の報告によれば、警察は性犯罪を重点課題であると位置づけており、1996年から「被害者対策要綱」にもとづき、「性犯罪110番」や「性犯罪捜査指導官」「性犯罪捜査指導係」の設置、性犯罪捜査員として女性警察官の指定、「性犯罪捜査証拠採取キット」の整備、産婦人科医との連携強化を推進しています。

このように、援助機関が組織全体で積極的な取り組みを行うことは非常に重要です。また、警察のように社会に影響力の強い組織が積極的な方針を対外的にも明らかにすることは、被害者をエンパワーし、他の援助者を支えることにもつながっていきます。

●明確な問題意識と点検基準

さらに、各援助機関の管理職の姿勢も問われます。職員に対して「ケースのことで困ったことがあったらいつでも相談に来てください」と伝えるだけの消極的な対応では不十分です。「どうしたらよりよい援助が可能か」という観点から、管理職自らが課題を見つけていく姿勢が必要です。横田千代子さん（婦人保護施設）からも、「職員を指導する立場にいる者は、職員の態度をただ漠然とみているのではなく、明確な問題意識と点検基準をもってウォッチする必要がある」との指摘がなされました。たとえば、被害者への言葉遣いは丁寧か、禁止語や指示命令語が多くないか、名前できちんと呼んでいるかなど、細かい点に具体的な配慮

がなされているかを確認し、積極的に職員にフィードバックしていくことです。それによって「被害者に細かい配慮を行うことが評価される」と職員が自覚し、意識や意欲が高められていくのです。

2. 援助機関の連携と他機関のリファー（紹介）

DVや性暴力の援助には、援助機関の連携が必要であるとしばしば指摘されてきましたが、多くの課題があります。たとえば、次のようなケースがあります。

ケースA これ以上夫の暴力を受けていたくないと思い、やっと決心して福祉事務所に相談に行きました。相談のなかで「実は子どもの不登校でも悩んでいる」と訴えたところ、「子どもの問題は児童相談所が扱っているから」と言われ、DVに関しては何も対応されないまま帰ってきました。児童相談所に相談に行くと、「DVがかかわっているから、うちだけでは対処できない」と言われ、女性センターを紹介されました。女性センターの相談に来所したときには、「どうせここでも何の援助もしてもらえない」「また一から同じことを説明させられる」という不信感が強く、DV被害については訴える気力も失われていました。

ケースB セクシャル・ハラスメントの被害を受けて女性センターに相談を行ったところ、「労働問題だから労政事務所に相談に行きなさい」と言われました。労政事務所では「訴訟のこともあるから弁護士に相談したほうがよい」と言われ、弁護士を紹介されました。弁護士に「告訴するか迷っている。被害のことが思い出されて精神的に不安定できちんと考えられない」と話すと、「カウンセリングを受けて、告訴の決心がついたらまた来なさい」と言われました。

DVや性暴力の被害者は、複数の問題を抱えていることは稀ではありません。暴力によって心身にダメージを受け治療が必要なケース、子どもにも暴力が及んでいるケース、経済的困窮が重なっているケースもあります。離婚訴訟や暴力に関する民事・刑事訴訟を抱えるケースもあります。つまり複数の援助機関の援助が必要なケースがほとんどなのです。援助者は常に適切なリファーを念頭に置かなければなりませんが、すべての問題に対応できないことを理由にリファーをしていては、被害者に援助できる機関はどこにもないことになります。被害者にとっては、「どこに相談に行っても援助を断られた」「たらい回しされた」という結果に終わってしまいます。そうした事態を避けるには、まず、各援助機関が被害者の訴えに責任をもつことが求められます。これは「連携」以前の課題であると考えられます。

次に、各援助機関が責任をもってリファーしたり、連携をとれる援助機関をどれだけ資源としてもっているかが課題となります。もちろん援助者個人が、「福祉事務所」のAケースワーカー、「女性センター」のB相談員、「Cクリニック」のD精神科医というように直接面識があれば、リファーも自信をもって確実に行うことができます。被害者の了解を得て、被害者のプライバシーへの配慮をすることが当然の前提としたうえでのことですが、援助者が

事前に連絡を取りあうこともできるでしょう。そうなれば被害者もリファー先に援助を求めやすくなります。援助者はどれだけ専門家のネットワークをもっているかが問われます。

当然、援助者個人のレベルでは限界がありますから、援助機関単位のネットワークづくりも必要です。いきなり大規模なネットワークを構築するのはむずかしいですから、地区の保健婦や婦人相談員と女性センターの相談員が顔を合わせ、各援助機関がどういう援助を行っているか、どういったケースが多いかといったことを話し合うことからはじめるとよいのではないでしょか。相談員の定例会議に、地区の福祉事務所のケースワーカーを招くことも考えられます。こうした話し合いの場を通じて、各援助機関が得意とする援助を把握することもできますし、実際のケースでどのように連携がとれるかというシミュレーションもできると考えられます。

●リファーの際の留意点

また、リファーには適切な手順も必要です。「一度、精神科を受診してはどうですか」「弁護士にも相談してみたら」と漠然と伝えるだけでは、被害者は病院や弁護士を探すことからはじめなければなりません。「どうやって弁護士や精神科クリニックをみつけたらよいのか」「弁護士費用がすごくかかるのではないか」「弁護士や医者に何をどう話せばよいのか」などさまざまな不安があって、なかなか法律相談や医療機関への受診につながらない場合も多いのです。しかも暴力を受けて心身共に疲弊していたり、あるいは深刻な暴力を日常的に受けながら援助を探し回らなければならない状況は、被害者にとって非常に厳しいものとなります。ましてや警察に通報したり届け出ることは、さらにむずかしくなります。

そこで最初に相談を受けた援助機関が、被害者と話し合いながら「離婚手続きについては法律相談に」「不眠は精神科受診を」といったかたちで問題を整理し、その援助機関でできることとできないことをきちんと伝え、リファー先の具体的な情報提供を行う必要があります。この報告書の第4章にも、司法、精神科医療、警察の専門家からの情報を掲載していますので参考にしてください。そして、いったん他の援助機関にリファーされたら、二度と元の援助機関に戻ることができないのではなく、リファー先で得た情報をもとに再度相談を受けることもできるという情報も伝えておく必要があります。

3. 相談員の配置

相談員の配置にも配慮が必要です。三浦勇太さん（精神科医）、内山絢子さん（科学警察研究所）からの提言にもあるように、被害者が男性、女性いずれの援助者も選択できるようにすることがまず求められます。配置をするだけではなく、被害者に対して「あなたは、男性、女性いずれの援助者も選択する権利があります」という情報を提供して選択の機会を与える、あるいは「この援助者でよいですか」と了解を得る必要があります。

さらに、被害者と加害者の双方の話を同一の援助者が聴くということを避けるため、複数の援助者が配置される必要があります。なぜならDVや性暴力の被害者は、「自分の話を信じてもらえるだろうか」という不安を抱きながら相談に来る場合も多く、援助者が被害者の立場に立って話を聴くのではなく、「加害者、被害者双方の話を中立的に聴いています」と

いう仲介者、調整役という立場で聴いていては、とうてい被害者の信頼を得ることはできなからです。「いったいこの援助者はどちらの味方なのだろうか」と被害者の動揺や混乱を招いてしまいます。

同様の理由から、組織内のセクシャル・ハラスメント（SH）相談などにおいて、被害者の話を聴いた援助者が、そのケースに関してSHの事実関係の調査を行ったり、加害者の事情聴取を行ったり、調停委員会や、紛争処理委員会の委員といったジャッジする役割を兼務することも避けなければなりません。

第2節 援助者の教育

三浦勇太さん（精神科医）、横田千代子さん（婦人保護施設）からも援助者への教育の重要性が繰り返し提言されました。また海老原夕美さん（弁護士）は、夫婦間の問題にかかわる家庭裁判所の調停員や調査官、弁護士、検察官、裁判官など司法関係者に対するDVについての教育や研修の必要性を指摘しています。司法関係者に限らず、警察官、医療関係者、福祉や労働、教育などの行政の職員など、DVや性暴力の被害者にかかわる可能性のある者すべてに対して、暴力に関する専門教育やトレーニングおよび人権に関する啓発研修が義務づけられる必要があります。

1. 体験学習の必要性

DVや性暴力の被害者に対する援助を行うためには、DVや性暴力の意味、被害者心理を学ぶといったことはもとより、第2章第4節でも指摘したように、カウンセリングの基本を学び、さらにはジェンダーの視点からDVや性暴力を読み解くための知識や訓練も必要です。

教育の方法として、文献などを読んだり、弁護士、精神科医、カウンセラーなどの専門家の講義を受けて知識を学び理解を深めることももちろん大切ですが、やはり「体験学習」「実習」が必要不可欠です。第2章で考えてきたように、援助の現場では援助者もさまざまな刺激を受け、思い込みにとらわれたり被害者に対してネガティブな感情が起こることがあります。こうすべきであるという「心得」や「マニュアル」覚えたり、教科書的な援助の方法論をいくら学んでいても、実際に役立たせるのは困難な場合が多いのです。

学習の1つの方法として、第3節で「ロールプレイ実習」を紹介します。

2. スーパービジョンの意義

スーパービジョンも援助者の教育に大きな役割を果たします。通常、スーパービジョンはケース内容を報告して「クライアント像（被害者像）」に関して示唆を求め、「対応や今後の方針」について指導を受けるという狭義の意味に考えられています。しかし本来スーパービジョンは、被害者に面している「場」において、援助者のなかにどのような感情が起っているか、どのようなありようでその場にいたかについて気づいたり、さらには援助者自身の心理的課題に取り組み、指導を行うものもあるべきです。

また、DVや性暴力の被害者の援助は、ジュディス・L・ハーマン*も「この仕事には慣れというか、いくつもの話を聴いたからもうショックを受けないということではなくて、いつも新しい話を聴くたびにまた別のショックを感じます」と指摘していますが、援助者側にも大きなストレスや強い緊張を与えます。援助者がいかに自分を支えていくかは大きな課題です。援助者自身が生き延びることが、結果として被害者が援助を受け、生き延びることにもつながります。スーパービジョンは援助者の教育という役割のみならず、援助者のサポート機能も果たします。

援助者として被害者の援助に携わっている以上、スーパービジョンという外からの援助を援助者自身が受けすることは必要不可欠な条件であると考えられます。

3. ケースカンファレンスによるサポート

スーパービジョンという外からの援助のみならず、援助機関内部における相互のサポートとなるケースカンファレンスも重要な機能を果たします。たとえば、専門的な講師を招いてケースの検討会を行ったり、医師、看護婦、ケースワーカー、婦人相談員、カウンセラーなど被害者にかかわっているさまざまな専門職員が意見交換することによって被害者の全体像が把握され、よりよい援助に結びつくだけではなく、援助者にとっても実際のケースを通じて、被害者の援助に関する知識や技術を学ぶ教育や訓練の場にもなるのです。その際に、被害者のプライバシー保護に十分な配慮がなされるのは言うまでもありません。

さらに、ケースカンファレンスにおいて、「こんな失敗をしてしまった」「どうしたらよいか迷っている」といったことを安心して相談できたり、「被害者の話を聴いていてつらかった」「被害者の攻撃に圧倒されて怖かった」といった自分の感じているストレスや、「イララした」「被害者に反発を覚えた」といった被害者に対するネガティブな感情を率直に話せることは、援助者を支えるうえでも、援助者の教育としても非常に有効です。とくに深刻な暴力を受けながらもだれにも相談できないといった被害者の相談を受けていると、援助者も共に孤立状態に陥ってしまう場合があります。援助者までも孤立していくには、適切な援助はむずかしくなります。このような事態を防ぐためにも、援助組織全体として、定期的なケースカンファレンスの機会が保障される体制が必要となります。

* ジュディス・L・ハーマン、中井久夫訳『心的外傷と回復』みすず書房 1996年。

第3節 ロールプレイ実習

本節では、ロールプレイ実習について紹介します。ロールプレイは役割劇とも呼ばれ、グループで行う体験学習の1つの手法としてカウンセリングの学習にも採用されています。具体的には学習者が、設定された相談場面にもとづいて「被害者（クライアント）役」と「援助者役」を演じるものです。

練習とはいって実際に援助場面を体験し、「援助者」として実践の感覚を身につけることを目的としています。ただし、援助者として「何と言うか」「どう対応するか」といったノウハウを身につけることよりも、「人の話を聞くということはどういうことか」「援助者として被害者の話を聞くときに、どういうことが起こるか」といったことなどを実際に体験するのが重要なのです。また「被害者」を体験することは、援助者にさまざまな示唆を与えます。実際の援助場面では、被害者が二次被害を受けたとしても、援助者に直接「私は、あなたの対応をこんなふうに受け取って傷ついた」などと伝えることはめったにありません。ですから、援助者が実際に「被害者」の立場に立ち、被害者としての気持ちを体験することは、援助者のトレーニングにおいて必要なことなのです。さらに、ロールプレイ実習はグループ学習ですから、オブザーバーとしてロールプレイを観察していたグループの他のメンバーからのフィードバックも行われます。援助場面で起こっていることや、援助者のありようが複数の目で検証されるわけです。

【実習の手順】

- 《1》 グループのなかから、「被害者（クライアント）役」と「援助者役」を1人ずつ選びます。学習メンバーがロールプレイに慣れていない場合は、指導者が被害者役をとってもよいと思います。
- 《2》 事例のシナリオをもとに15分間ロールプレイを行います。最初は「役割」を演じることはむずかしく、「照れくさい」「わざとらしい」といった気持ちになるかもしれません、トレーニングですからまじめに取り組むことが大切です。
また、シナリオに書かれている内容は一部分です。被害者役の人は役になりきって、「この被害者だったらこう言うだろうな」「こんな状況が生まれるのではないだろうか」ということを自由に考えて、創造力を使って話を補っていってください。
援助者役の人は、うまくやろうとするのではなく、「被害者に対面しながら、自分は何を感じ、どう考えて対応しているか」という点に注意を向けながら役割を演じてください。観察者は、単に被害者と援助者の言葉のやりとりを聞くだけではなく、双方の態度や姿勢、ことばの調子や間の取り方、表情や視線なども細かく観察してください。
- 《3》 15分間のロールプレイが終了したら、「被害者役」「援助者役」を演じた人は、どんなことを感じていたか、何を考えながら演じていたか、終わっての感想などをそれぞれ述べます。これは練習ですから、お互いに遠慮なく感想や気づいた点について述べてください。

- 《4》ロールプレイを観察して他のメンバーから、感想や考えたこと、被害者の印象、自分だったらどう対応するかといったことをフィードバックします。
- 《5》解説を読み、グループのメンバーで話し合いをして理解を深めます。

実習1

事例は特定のケースにもとづいたものではなく、フィクションです。

53歳の鈴木恵子（仮名）さんが「夫婦の問題」で女性センターに相談に来ました。鈴木さんは中肉中背で、ほとんど化粧もなく、服装や髪型も地味で目立たないタイプです。表情が硬いためか、実際の年齢より5、6歳上に見えます。

◆鈴木さんは相談室に入ってくると、おどおどした様子で周囲を見渡し、膝に乗せたバックをしっかり抱え込んでいすに浅く座ります。

鈴木「（援助者を上目づかいで見ながら）あの、ここはどんな悩みでも聴いてくれるんですね。名前はちょっと……住所まで言うんですか？ どうしても言わないと相談は受けられないんですか？ ここがどんなところかわからないし、広報でちょっと見て来てみただけだから。それにここで話したことが外に漏れるとか、役所に知れるということはないでしょうね。秘密が守られるのだったらいいんですけど。じゃあ名前は鈴木ということにしておいてください」

◆さんざん秘密保持を確認をしてようやく話がはじまります。沈んだ口調で、要領を得ない話し方で、以下のようなことが話されます。

鈴木「主人とのことなんですけれど、折り合いが悪いというか、結婚して30年になるんですけど、結婚当初から何かというと『だれに食わせてもらっていると思っているんだ』と文句ばっかり言うんです」

鈴木「主人は3歳年上のサラリーマンで、外ではおとなしい、まじめないい人なんです。会社でも温厚らしく『俺は会社では〔私の鈴木〕と呼ばれているんだ』と言っています。まことに人の面倒もみるタイプで、町内会の役員なんかも務めて外面だけはいいんです。私に言わせれば、外では気が弱くて言いたいことも言えずに我慢しているだけだと思うんですが、家では威張り散らして、いわゆる〔内弁慶〕って言うんですか、そういうタイプです」

鈴木「性格もすごく細かくて、家計簿なんかもいちいちチェックして『俺が稼いだお金を無駄に使いやがって』だの、『家計のやりくりもまともにできないなんて、主婦失格だ』とうるさいんです」

鈴木「あんまりうるさいから私もつい言い返すと、『口答えしやがって』と殴られたときもあります。それに会社で何か気に入らないことがあったりすると、イライラしてすぐに怒鳴ったりします。殴るといっても、そんなにしょっちゅうと

「ということではなくて年に何回かという感じでしょうか。いえ、月に1回ぐらいあったときもあるかもしれません。まあ、どこの夫婦にもあることでしょうから、暴力をふるうということほどのことではないのですが」

鈴木「何度も離婚しようと思ったことはあったんです。でも、子どももいたし。だって、女手ひとつで子どもを育てていくなんて、私の時代には考えられなかっただし。いまとは時代が違いますから。それずっと30年間我慢してきたんです。それなのに、子どもからは『そんなにいやだったら、さっさと離婚すればよかったですのに。子どもを理由にされても迷惑だ』なんて言われます」

鈴木「このごろは主人も年をとって来てちょっとは丸くなつたからか、あまり怒鳴ったり、殴ったりはなくなりましたけれど。それでも時どきドアをバーンと閉めたり、物に当たったりはします。そういうことをされると、もう体がこわばってしまうんです。機嫌が悪いと私が何を言っても無視します。それなのに相変わらず小うるさくて、『お前は30年も主婦しているのに、みそ汁1杯まともにつくれない』とかって、いちいち私のすることには文句をつけます。私も何だか疲れてしまって……」

鈴木「これから主人が定年になってずっと家にいるときのことを考えると、ぞっとして。これからずっと死ぬまで文句を言われて、気に入らないと怒鳴られて過ごすのかと思うとどうしていいのか……どうしたらいいんでしょうか」

鈴木「子どもも独立したし、いっそのこと、離婚したほうがいいかなとも思うんです。でも、経済的にやっていく自信もないし。それにいま離婚したら、年金だってぜんぜんもらえないでしょう。どうしたらいいんでしょうか」

鈴木「主人は『出ていくなら勝手にどこへでも出て行け。俺はビター文出さないからな』と言っているんですけど、数年後には退職金も出るし、100万円ぐらいなら出すんじゃないかと思うんです。そうしたら、いまのパート収入とあわせて、アパートを借りて生活できるかなとも思って。パートは2年ほどスーパーの裏方をやっていて、月に6、7万にはなるでしょうか。でも、スーパーの仕事って体は冷えるし、時間も不規則なのでいつまで続けられるかなとも思って」

鈴木「でも、生活保護なんて絶対いやです。なんだかみじめつたらしいし、福祉のお世話になるなんて、いくら何でもそこまで。どうしたらいいのか。やっぱり我慢するしかないのでしょうか」

◆話が一段落したところで、援助者が「これからどうしていくか、いっしょに考えていきましょうか」と提案すると、沈んだ口調から一転して、非難がましい調子になります。

鈴木「さっき、ここは女性が困っていることについて相談にのってくれると言ったじゃないですか。何とかしてくれるんですよね。考えるって言ったって、わからないから相談に来てるんです。何かアドバイスしてもらえるのではと思って来たんですよ。そんなんじゃあ、何のための専門家かわからないじゃないですか」

[解説]**★安心して相談できる空間づくり**

匿名にこだわり、秘密保持を何度も確認するなど、疑り深く、援助者や援助機関に対する信頼感もなかなかもてません。援助者は自分が疑われ、試されていると感じるかもしれません。その一方で、堂々めぐりの思考に陥り「どうしたらいいでしょうか」と繰り返し、援助者に回答やアドバイスを求めてきます。自分では何も決められず、依存的な被害者だと感じるかもしれません。

おどおどと弱々しげである一方で、夫に対しても「内弁慶」「気が弱いだけ」などと辛辣な評価をしており、援助者に対しても「それでも専門家か」と言わんばかりの態度も示します。明白なわかりやすい攻撃ではありませんが、援助者は暗に非難されていると感じるでしょう。あるいは、30年間の夫との生活のなかで積み重ねられた深い「恨み」が話の底に流れていて、聴いている援助者もいやな気持ちになるかもしれません。また、自身の経済的自立がむずかしいにもかかわらず、「福祉はみじめ」といった偏見を直截に語ります。かなり援助者として共感しにくい被害者であると考えられます。

援助者は被害者の警戒心を受け止め、相談の場を安心できる空間にすることが最初の課題です。また尊大にならないように配慮しながらも、援助者の専門性を正当に伝えることも必要でしょう。さらには被害者のペースに巻き込まれずに、援助者としてできることとできないことをきちんと伝えることも大事です。

★安全のアセスメントと長期的なサポート

暴力に関して、「折り合いが悪い」という言葉から相談がはじまり、「暴力というほどのことはない」と自分の受けてきた身体的、精神的、経済的暴力に関する認識があまりない様子です。「年に数回」「月に1度」と暴力に関する記憶も曖昧で、かなり暴力の程度も過小評価されている可能性があります。うつ状態が原因で、沈んだ様子、話の要領が得ない状況になっていることもあります。「何だか疲れてしまって」「体がこわばる」と何でもないことのように話していますが、心身がかなり疲弊している可能性もあります。暴力の状況を具体的に聴き、安全のアセスメントが必要です。

現実面を考えると、経済的な将来設計も漠然としており、子どもからの支援も期待できそうにありません。現実検討能力が低下している様子もうかがえますので、今後の方針を被害者自身が決めて、実行していくには時間がかかると推測されます。援助者としては、自分の被害者への気持ちを把握し、被害者の気持ちに寄り添えるようにいかに自分の気持ちを支えるか、長期的なサポートをいかに継続していくかが課題となります。

実習2

次の事例も特定のケースにもとづいたものではなく、フィクションです。

34歳の青山久美子（仮名）さんが、「自分自身のことで相談したいことがある」と来所しました。青山さんは長身で、華美ではないですが化粧もきちんとしていて、パンツスーツをセンスよく着こなし、非常に理知的な印象を受けます。

◆青山さんは時間にも正確に相談室に来所し、礼儀正しい所作できちんと背筋を伸ばして椅子に座ります。

青山「（しっかりと援助者の顔を見ながら落ち着いた口調で）青山久美子と申します。こちらの相談室のことはインターネットで調べて知りました。女性の悩みに関していろいろと情報を教えていただくこともできるとあったのですが、医療機関などもご紹介いただけれるのでしょうか？仕事が忙しいこともあって、疲れやすくて体調が悪かったり、少し寝つきが悪いなと最近感じるものですから」

◆援助者が、もう少し様子を聴いたうえで適切な医療機関を紹介することはできると伝えると、以下のようなことが淡々と話されます。

青山「実は、職場でいろいろとあります。仕事も確かに忙しいのですが、人間関係で疲れてしまって、どうしたらよいのか悩んでいます」

青山「大学を卒業して、いまいる中堅のメーカーに就職しました。最初は一般職で入社したのですが、3年ほど前に総合職の試験を受けて、いまは企画営業を担当しています。自分で営業を希望して、現在の課に1年前に異動になりました。うちの会社は結構旧い体质なので女性総合職も少なく、営業としては初めて抜擢されました。そのため注目されることも多いポジションだと思います」

青山「直属の上司である課長は、総合職の試験のときの推薦者です。課長は常々『能力さえあれば、男性でも女性でも区別せずに仕事を任せたい』と言っており、女性の登用にも積極的です。仕事面では厳しいですが、仕事を離れるとざっくばらんに部下にも接し面倒見もよいので、男性社員にも女性社員にも慕われています。私も尊敬していましたし、仕事のことで相談をしたりすることもありました」

青山「3ヵ月ほど前に課長と出張した折、私の連絡ミスで顧客との打ち合わせに遅れてしまうということがありました。『明日の打ち合わせをしておこう』と言われ、私も同じミスが起こると困ると思ったので、ホテルの課長の部屋で打ち合わせをしました。すると課長がいきなり抱きついてきてキスをされ、レイプされそうになりました。私は『そのつもりはありません』と言って、必死の思いで自分の部屋に戻りました。翌日は非常にみじめな気持ちでしたが、何とか平静を装って仕事を続けました」

青山 「その出張以降、課長はふだんは何もなかったように接しますが、残業で2人きりになつたりすると『僕は青山さんに期待してるんだよ。部下を育てるのも上司の責任だからね』と思わせぶりに言いながら、さりげなく髪に触つてくるので気持ちが悪いです。また仕事の指示を仰いだときに『そのくらい自分で判断できないでどうする』と突き放すような口調で言われることがあると、あのホテルでのことを恨まれているのではないかと怖くなります」

青山 「他の課の課長に『青山君はなかなかやり手だから』『女性は仕事の能力だけじゃなくて、いろいろ武器があつていいな』と冗談めかして話したりしているのを耳にすると、腹立たしく、何があったのか皆に話そうかと思うときもあります。でも信じてもらえるかわかりませんし、私が話したことがわかつたらどんな仕返しをされるかと思うとだれにも話せません」

青山 「仕事中も、何かまた言われるのではないかと課長の一挙手一投足が気になって集中できません。女性社員のロッカー室や給湯室で私のことが噂になっているのではないかとか、他の社員におかしく思われていないだろうかとすごく気になるようになりました。職場では神経を張りつめているので、とても疲れます」

青山 「最近はあまり食欲もないし、食べてももどしてしまうこともあります。少し痩せたのではないかと思います。夜もいろいろと考えてしまつてなかなか寝つけませんし、ホテルでの出来事が夢に出てきて飛び起きることも時どきあります」

青山 「いっそ退職したほうがよいのかと考えこともあります。しかし、とくに資格や技術があるわけでもないですし、大学を卒業してからずっとこの会社でやってきているので、他の会社で通用するのかどうかもわかりません。それにいまは不況ですし、年齢も30歳半ばですので転職もむずかしいと思います」

青山 「社外の友人に話したら、『あと1、2年もすれば、課長かあなたのどっちかが異動になるだろうからそれまで我慢すればいいじゃない。いま辞めるのはもったいない』と言われます。でも同じ社内にいれば何かと関係が続きますし、この3カ月のことを考えると、とても我慢できないという気持ちにもなります」

【解説】

★自分のなかにある性暴力への偏見・思い込みの点検

被害者が社会人としても有能で、理知的であればあるほど、なぜ強姦未遂のような被害が防げなかつたのだろうかと感じることが多くなります。「もう少しうまく立ち回ればホテルの部屋に行かなくてもすんだのではないか」「冷静な彼女にしてみると軽率だったのではないか」等々の疑問が浮かんできます。こうした援助者の気持ちは被害者に伝わり、被害者の自責感を強めます。さらに加害者である課長について「面倒見がよい」「皆に慕われている」とポジティブに説明し、自分も「尊敬していた」と述べていることから、むしろ最初は消極的であれ同意があったのではないかと勘ぐ

こともあります。援助者は常に、自分のなかにある性暴力被害に関する偏見や思い込みを点検する必要があります。

★暴力のサインを見逃さない

礼儀正しく、取り乱さずに「淡々と」状況説明がなされると、被害者の被害や傷つきなどが過小評価される傾向もあります。不眠や食欲不振、悪夢となって暴力がフラッシュバックしていることなど、被害者の口調のままに単なる「体調不振」の説明だと受け取っていると、心身の危機のサインを見落とします。暴力の被害者に対しては、何よりも最初に安全のアセスメントを行い、必要な危機介入をすることが求められます。とくに最初は「体調が悪いから、医療機関を紹介してほしい」という相談ではじまっていますので、性暴力被害が話される前に相談が終了してしまうこともあります。被害者が安心して話せると確信を得なければ、被害自体の報告がなされない可能性も高いのです。たとえ「情報提供」ということであっても、被害者の求めに誠実に対応し、「よかったです、少しお話をうかがわせてください」という真摯な姿勢で接して初めて、被害が語られるものなのです。

★被害者の心理を把握する

課長に対していやな感情をもつのは当然としても、「社内で噂をされている」「おかしいと思われていないか気になる」とまで感じるのは、少し被害的になりすぎているのではないかと感じるかもしれません。そもそも人の評価が気になるタイプだったのではないかと、被害者のパーソナリティの傾向とつなげて考えることもあります。援助者は被害者心理について学んでいる必要があります。

また、セクシャル・ハラスメント(SH)に関する情報が社会に広まり、被害者が通常の社会人生活を営んでいたとしても、自分の受けた行為がSHであると認識しているとは限りません。この事例のように「SH」ということばも全く出ず、「いやな体験をした」とだけ自覚され、むしろ自分自身の「職場での人間関係の問題」というように認識されている場合もあるのです。被害者に対して「あなたの受けた行為はSHという犯罪行為で、人権侵害です」ときちんと伝えるという教育的な介入も必要になります。

さらに、たとえ被害者が理性的で有能であり、SHだと認識しているからといって、すぐに今後の方針について意思決定できるとは限りません。何とかしたいと思いながらも、同時に加害者の報復を恐れたり、不安や迷いが強くてどうしたいかを決められない、決めて動けないというケースもあります。援助者は「解決」や被害者の「回復」を急いではなりません。

[第4章] 援助者に役立つ情報 (Q&A)

本章は、援助者が他の援助機関にリファーをする場合などに、被害者に適切な情報提供ができる目的であります。DVや性暴力の被害者が相談に出向くまでのあいだに迷ったり疑問に思いがちな点について、海老原夕美さん（弁護士）、三浦勇太さん（精神科医）、内山絢子さん（科学警察研究所）から具体的なアドバイスを受けました。

《第1節 弁護士編》

Q1. 「女性への暴力」を専門にしている弁護士はいますか。

A1. 「専門」ということではありませんが、DVや性暴力など「女性への暴力」の事件を数多く扱っている弁護士はいます。シェルターや女性センター（婦人相談センター）などの相談窓口では、こうした弁護士の情報をもっていることがありますので、確認してみるのも1つの方法です。

Q2. どうやって自分に合った弁護士をみつければよいでしょうか。

A2. まず実際に、女性法律家協会、各地の弁護士会、自治体の行っている法律相談などに行ってみるのもよい方法です。ほとんどは無料で相談ができます。そして一度相談をしてみて、フィーリングが合う弁護士にぶつかればその弁護士に依頼すればよいですし、合わなければ依頼しなければよいのです。「相談」と「依頼」とは別ですから、「いったん話を聞いてもらったらその弁護士に依頼しなければならない」と思う必要はありません。

Q3. 「女性への暴力」に関して、女性弁護士と男性弁護士では問題のとらえ方、対応などに違いがあるのでしょうか。

A3. 女性弁護士のなかでも認識の度合いが違ったり、男性弁護士でも理解が深い人もいます。しかし、一般的には女性弁護士のほうが女性を非難したり、暴力を容認する人は少ないと思われます。男性弁護士が「男社会」のなかでの優位さを背景に、女性に忍従をせまる発言をするなど、女性弁護士と男性弁護士とでは、問題のとらえ方や対応に違いがある場合もあります。

Q4. 离婚や告訴の決意が固まらなければ、弁護士に相談できないのでしょうか。

A4. 离婚や告訴の決意が固まらなくても弁護士に相談できます。むしろ早めに相談したほうが、「証拠集め」などの対策をとれることもありますので、相談してみようかなという気持ちになったら、決意が固まっていなくても相談してください。

Q5. 費用はどのくらいかかりますか。

A5. 費用は、相談だけの場合と事件を依頼する場合の弁護士費用とは異なっていますが、弁護士報酬規定がありますので、参照してください。報酬規定は、各都道府県の弁護士会で閲覧することができます。なお、最初の相談は、1時間1万円程度で受けられます。

相談料についても、事前に予約するときに聞いてから相談を受けるとよいと思いますが、弁護士に依頼する前には必ず「依頼するとすれば、どのくらいの費用がかかりますか」と確認してください。「いきなりお金のことを持ち出すのは失礼ではないか」と考える被害者も多いですが、むしろ最初に率直に質問してもらい、納得してから依頼されるほうが弁護士にとってもよいのです。

Q6. 費用が用立てられないときはどうしたらよいのでしょうか。

A6. 法律扶助制度を利用する方法があります。弁護士費用や裁判にかかる費用を立て替えてくれる制度で、返済能力に応じた金額（たとえば、毎月1万円）を月々返済していくたり、場合によっては、相手から慰謝料や財産分与がされたときにそこから返済するなどということもできます。

Q7. 紹介者は必要ですか。予約制ですか。

A7. 紹介のない事件は受けないという弁護士もいますが、紹介者がいなくとも依頼者との間で信頼関係が保てると判断される場合には受任してもらえます。

また、弁護士は裁判所に出かけたり、弁護士会や自治体の法律相談で事務所を留守にしていることもありますし、事務所にいても別の相談者の相談にのっていることもありますので、必ず予約してから相談に行ってください。

Q8. 初めて相談に行くのに、何か準備するものはありますか。

A8. それまでの経過のメモを用意できるのであれば、それを持参して相談したほうが要領よく相談にのってもらえます。離婚の場合は戸籍謄本や住民票を、暴力の場合は診断書やけがの状況を写した写真などがあれば持参したほうがよいでしょう。

Q9. 暴力を受けた証拠は必要ですか。どんなものが証拠になりますか。

A9. 診断書やけがの状況などの写真といった証拠があればそれにこしたことはありませんが、必ずしも診断書や写真は必要ではありません。毎日ついている日記などが証拠になったこともありますし、そういういたものがない場合でも、そのときの状況を詳細に陳述書にするとか、裁判所で証言することにより証拠とする事もできます。暴力を受けて病院に通ったことがあれば、5年間のカルテ保存期間内であれば、後日診断書をとることもできます。証拠と思えるものが手元にない場合でも、弁護士に相談してください。

《第2節 精神科医療編》

Q1. 女性に対する暴力を専門にしている精神科医はいますか。

A1. 「専門」ではありませんが、DVや性暴力の被害によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）のケースを数多く扱っている精神科医はいます。シェルターや女性センター（婦人相談センター）などの相談窓口では、こうした精神科医の情報をもっている場合がありますので、確認してみるのも1つの方法です。

Q2. どうやって自分に合った精神科医をみつけたらよいのでしょうか。

A2. まず、地域の精神保健福祉センターや保健所などに電話で問い合わせて医療機関を紹介してもらったり、自治体の行っている精神科医による相談（ほとんどは無料）を受けてみるのもよい方法です。「自分には合わないな」「女性に対する暴力に関して理解が浅い」と感じて信頼感がもてない場合は、別の医療機関を受診したほうがよいでしょう。

また、被害者が「男性から受けた性的な被害を、男性援助者に話しにくい」とか、「加害者と同じ年齢層の男性と接するのは怖い」といった気持ちになる場合もあります。女性精神科医を希望する場合は、紹介時あるいは受診時にその旨を遠慮なく伝えてください。

Q3. 暴力の精神的後遺症により眠れないなどの症状がある場合、精神科を受診したほうがよいでしょうか。受診する必要があるか否かの判断基準はありますか。

A3. 不眠、悪夢、食欲不振、頭痛、腹痛、動悸、息切れ、発汗、めまい、立ちくらみ、やる気のなさ、集中力の低下、イライラ、落ち込みといった症状がみられる場合は、精神科治療が必要な何らかの問題や困難が存在する可能性があります。とくに、不眠と食欲不振が続くようでしたら、一度精神科を受診したほうがよいかもしれません。このような症状がある場合、服薬が助けるとなる場合があります。また、服薬に関して「どんな副作用があるのだろうか」「このまま一生服薬を続けなければいけないのだろうか」といったさまざまな不安をもつ場合は、遠慮なく医師に質問してください。

Q4. 「精神科」「神経科」「心療内科」などいろいろありますが、どこに行けばよいのでしょうか。どのような違いがあるのでしょうか。

A4. 精神科と神経科に大差はありません。日本においては、おおむね精神科と神経科は精神医学のトレーニングを受けた精神科医が多く、心療内科は内科医出身の医師が多いという特徴があります。

Q5. 精神科に救急診療はあるのですか。

A5. 都道府県によってかなり事情が違います。救急診療が必要な事態が予測される場合は、事前に精神保健福祉センターや保健所に問い合わせておくとよいと思います。

Q6. 精神科医に「診断書」を書いてもらうことは可能ですか。費用はどのくらいかかりますか。

A6. 精神科医に限らず医師であれば、症状や病名についての診断書を書くことができます。費用は、書式や内容によって、あるいは病院によっても異なります。大きな病院の場合は会計課に問い合わせてみてください。

Q7. カウンセリングには高額の費用がかかりますか。

A7. 日本で心理カウンセリングを受けるには大きく分けて3つの方法があります。第1に、女性センターなど公的機関でのカウンセリングは、在住勤の方を対象とするなどの条件はありますが、無料で受けられます。第2に、開業カウンセリングでのカウンセリングは有料になりますが、夜間や土日を含めて希望に沿った時間帯の選択ができることが多いです。費用は機関によって異なります。遠慮なく問い合わせてください。第3として、病院精神科における通院精神療法がありますが、これは保険が適応されます。その代わり、平日の昼間の時間帯に通院しなくてはならないことがほとんどです。希望にあったカウンセリング施設を選んでください。

《第3節 警察編》

Q1. 夫や恋人から暴力を受けたとき、警察の保護や援助は受けられますか。受けられるとすればどうすればよいのでしょうか。

A1. DV専門の相談窓口は特に設けられていませんが、夫や恋人からの暴力であっても、警察の保護や援助は受けられます。県により多少事情は異なるのですが、生活安全部門で相談に応じているところと、刑事部門「性犯罪110番」で相談に応じているところがあります。また、警察署によっては、「女性に対する暴力係」を置いている県もあります。また「被害者相談室」「総合相談窓口」でも同様に相談を受けています。

もちろん緊急の場合（事件性がある場合、犯罪被害防止の必要性がある場合）は、110番通報すれば警察官が出動し、警察署に駆け込めば暴力を止める対応をすることになっています。被害者を保護し、緊急一時避難所を紹介することもできます。

Q2. 110番通報して警察の出動を求めるのですが、近隣の手前、パトカーで来られるのは困ります。どうしたらよいでしょうか。

A2. パトカーや警察の制服姿でなく出動してほしいという要請は可能です。出動要請のときに、はっきりと「パトカーや警察の制服姿は困る」と言ってください。また、女性警察官を希望する場合もその旨を要請することができます。

Q3. DVでも、一般的な暴行・傷害事件と同じように逮捕、立件、処分の対象になりますか。立件の条件は何ですか。

A3. DVも逮捕、立件、処分の対象になりますが、事件とするには、法に抵触する行為であることが証明できなければなりません。日時の特定、相手からの脅迫、加害者が暴力行為を認めるかどうか、被害者側の処罰を求める意思が明確であること、第三者の目撃、被害届の提出、医師の診断書などが必要です。警察は、刑事手続きを利用して被害届や告訴状を出す際の窓口にもなります。

Q4. 性暴力を受けたとき、どこに通報・相談をしたらよいでしょうか。

A4. 各警察本部に設けられている「性犯罪110番」に通報・相談するのがいちばんよいでしょう。「被害者相談室」「総合相談窓口」でも相談を受けています。もちろん緊急の場合は、110番通報すれば警察官が出動し、警察署に駆け込めば援助を受けられます。

女性警察官に対応してほしい場合は、希望をはっきりと伝えてください。ただし、女性警察官は数が少なく、県によってはいない場合もあります。その場合は、必要な訓練を受けた男性警察官が対応します。

Q5. ストーカー被害を受けている場合は、どこに相談したらよいでしょうか。

A5. ストーカー規制法の施行にともない、警察本部のレベルにおいては、ストーカー対策専門の係が置かれようになりました。ただし、ストーカー被害は、被害者の自宅を管轄する警察署が対応することになっているので警察署に相談するのがよいと思います。警察でストーカー法に抵触すると判断されれば、相手に対して「警告」や「行政措置」が講ぜられることになります。

相談に行く場合は、家族や弁護士などに付き添ってもらうなど、第三者の証言があつたほうがよいと考えられます。

Q6. ストーカー行為は逮捕、立件、処分の対象になりますか。立件の条件は何ですか。

A6. ストーカー行為も逮捕、立件、処分の対象になりますが、事件とするには法に抵触する行為であることが証明できなければなりません。日時の特定、相手からの脅迫、加害者がストーカー行為を認めるかどうか、被害者側の処罰を求める意思が明確であること、第三者の目撃、被害届の提出などが必要です。電話によるストーカー行為の場合は、録音テープなども証拠になります。警察は、刑事手続きを利用して被害届や告訴状を出す際の窓口になります。

[引用文献・参考文献]

- *秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会『セクハラ神話はもういらない—秋田セクシュアルハラスメント裁判女たちのチャレンジ—』教育史料出版会、2000年。
- *米国国務省編、有澤知子他訳『世界女性人権白書—なぐられる女たち—』東信堂、1999年。
- *クラウディア・ペブコ、斎藤学訳『フェミニズムとアディクション—共依存セラピーを見直す』日本評論社、1997年。
- *ドメスティック・バイオレンス国際比較研究会編『夫・恋人からの暴力—国境のない問題・日本と各国のとりくみ』教育史料出版会、2000年。
- *江原由美子『装置としての性支配』勁草書房、1995年。
- *スーザン・エストリッチ、中岡典子訳『リアル・レイプ』JICC出版、1990年。
- *フェミニストカウンセリング堺DV研究プロジェクトチーム『夫・恋人等からの暴力について 調査報告書』1998年。
- *藤田達雄・土肥伊都子編『女と男のシャドウ・ワーク』ナカニシヤ出版、2000年。
- *福島瑞穂編『セクシュアル・ハラスメント(新版)』有斐閣、1998年。
- *板谷利加子『御直披』角川書店、1998年。
- *ニール・ジェイコブソン、ジョン・ゴットマン、戸田律子訳『夫が妻に暴力をふるうとき—ドメスティック・バイオレンスの真実—』講談社、1999年。
- *ジュディス・L・ハーマン、中井久夫訳『心的外傷と回復』みすず書房、1996年。
- * (財)女性のためのアジア平和国民基金『女性に対する暴力・性的虐待当事者の立場にたったサポートとは—カナダでの実践と日本の現状—』1999年。
- * (財)女性のためのアジア平和国民基金『女性に対する暴力・性的虐待当事者の立場にたったサポートとは—3日間の電話相談窓口開設—』1999年。
- * (財)女性のためのアジア平和国民基金『暴力の被害者を支援する相談員のためのハンドブック—二次被害のない相談をめざして—』2000年。
- *女性ライフサイクル研究所『女性ライフサイクル研究第9号』「女性のトラウマと回復」1999年。
- *戒能民江・納米恵美子『シェルターを核とした関係援助機関の活動連携実態および法制度・運用に関する調査』(財)横浜女性協会、2000年。
- * (社)家庭問題情報センター『家庭内における女性の尊厳侵害に関する実状調査』(財)女性のためのアジア平和国民基金、2000年。
- *キャサリン・A・マッキノン、村山淳彦監訳『セクシャル・ハラスメント オブ ワーキング・ウイメン』こうち書房、1999年。
- *ケイト・ミレット、藤枝瀬子訳『性の政治学』ドメス出版、1985年。
- *デビー・モリス、グレッグ・ルイス、落合恵子他訳『サヴァイバー』紀伊国屋書店、1999年。
- *中嶋一成・宮城由江(沖縄タイムス社会部)『心への侵入—性的虐待と性暴力の告発から—』本の時遊社、1999年。
- *日本弁護士連合会編『ドメスティック・バイオレンス防止法律ハンドブック—妻への暴力、子供への虐待の根絶に向けて』明石書店、2000年。
- *日本ジェンダー学会編、富士谷あつ子・伊藤公雄監修『ジェンダー学を学ぶ人のために』世界思想社、2000年。
- * (財)大阪府男女協働社会づくり財団『女性のための相談事業ハンドブック』1999年。
- *サン德拉・L・ペム、福富謹訳『ジェンダーのレンズ—性の不平等と人間性発達—』川島書店、1999年。
- *総理府『男女間における暴力に関する調査』2000年。
- *リンダ・ハリディ・サムナー『性的虐待インタビューの技術—警察やその他の専門家のために』テナー・ネットワーク、1999年。
- *東京都労働経済局『職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止マニュアル』1999年。
- *友田尋子・梶山寿子『ドメスティック・バイオレンス家庭における女性と子供の被害』(財)女性のためのアジア平和国民基金、2000年。
- *上野千鶴子『キャンパス性差別事情—ストップ・ザ・アカハラ』三省堂、1997年。
- *レノア・E・ウォーカー、斎藤学監訳『バタードウーマン—虐待される妻たち—』金剛出版、1997年。
- *吉浜恵美子・ゆのまえ和子『日本人女性を対象としたドメスティック・バイオレンスの実態調査』(財)横浜市女性協会、2000年。

**財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)**

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関する今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。

以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、(1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、(2)国としての率直なお詫びと反省の表明、(3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など、女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はごらんになれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階

TEL 03-3583-9322/9346 FAX 03-3583-9321/9347

Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : dignity@awf.or.jp